

**平成 30 年版**  
**三重県国土強靱化地域計画**  
**実績報告書**

平成 30 年 6 月  
三 重 県

## 三重県国土強靱化地域計画実績報告書

三重県国土強靱化地域計画実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、平成 27 年 7 月に策定した三重県国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の推進にあたり、毎年度、その取組状況を把握し、当該年度の取組内容やそこからみえてくる課題、今後の取組方向について、取りまとめたものです。

なお、地域計画は、概ね 10 年先を見据えた、本県における今後の国土強靱化の取組方向を示すもので、具体的な数値目標は設定していません。地域計画に基づく強靱化の具体的な取組や数値目標については、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」をはじめ「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画」など既存計画の施策に位置づけられており、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」（PDCA サイクル）に基づく「成果レポート」などにより評価が行われます。

# 目 次

<b>I 平成 29 年度の取組概要</b> .....	<b>1</b>
<b>1 目標別取組概要</b> .....	<b>1</b>
<b>2 総括</b> .....	<b>3</b>
<b>II 平成 29 年度の取組結果（成果）と課題、今後の方向性について</b> .....	<b>4</b>
<b>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</b> .....	<b>4</b>
- 1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生.....	4
- 2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災.....	7
- 3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生.....	10
- 4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水.....	13
- 5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり 県土の脆弱性が高まる事態.....	15
- 6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生.....	18
<b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる     （それがなされない場合の必要な対応を含む）</b> .....	<b>20</b>
- 1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止.....	20
- 2 多数かつ長期にわたる孤立集落（離島を含む）等の同時発生.....	23
- 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足.....	27
- 4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶.....	31
- 5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の 供給不足.....	33
- 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の 麻痺.....	35
- 7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生.....	37
<b>3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</b> .....	<b>39</b>
- 1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化.....	39
- 2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発.....	40
- 3 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下.....	41

<b>4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</b> .....	<b>44</b>
- 1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 .....	44
- 2 災害情報が必要な者に伝達できない事態 .....	46
<b>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</b> .....	<b>47</b>
- 1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 .....	47
- 2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 .....	49
- 3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 .....	51
- 4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止 .....	53
- 5 食料等の安定供給の停滞 .....	56
<b>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</b> .....	<b>58</b>
- 1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止 .....	58
- 2 上水道等の長期間にわたる供給停止 .....	60
- 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 .....	62
- 4 地域交通ネットワークが分断する事態 .....	64
<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b> .....	<b>66</b>
- 1 市街地での大規模火災の発生 .....	66
- 2 海上・臨海部の広域複合災害の発生 .....	67
- 3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 .....	69
- 4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 .....	71
- 5 有害物質の大規模拡散・流出 .....	72
- 6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 .....	73
- 7 風評被害等による県内経済等への甚大な影響 .....	74
<b>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b> .....	<b>75</b>
- 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 .....	75
- 2 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 .....	77
- 3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 .....	79
- 4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 .....	82
- 5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 .....	84

# I 平成 29 年度の取組概要

## 1 目標別取組概要

三重県国土強靱化地域計画では、本県において南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向があること等を踏まえ、大規模自然災害を想定リスクとして捉えて脆弱性評価を行い、三重県として「事前に備えるべき目標」を設定しています。

8つの「事前に備えるべき目標」の達成に向けた平成 29 年度の取組概要は、次のとおりです。

### ■大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

津波や豪雨等による浸水被害や土砂災害の軽減に向けて、河川管理施設や海岸保全施設、土砂災害防止施設等の整備はもとより、道路防災対策、施設機能を確保するための適切な維持管理などのハード対策を推進しました。また、河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査などのソフト対策を行いました。さらに、平時から取り組む防災・減災対策の方向性を示す「三重県防災・減災対策行動計画」や、南海トラフ地震等の大規模災害発生の際に国や他県等の応援を円滑に受け入れて、効果的な被災者支援につなげる方策を定めた「三重県広域受援計画」、台風の事前対策として被害の最小化につなげる「三重県版タイムライン」を策定するとともに、これらの計画の策定に併せて「三重県災害対策本部運営要領」を改正しました。そのほか、適切な防災情報を提供するため、SNS（ツイッター）による情報配信を開始するとともに、災害対応力を強化した新たな防災情報プラットフォームの運用を開始しました。

### ■大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

国、他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れることをめざした「三重県広域受援計画」を策定するとともに、三重県広域防災拠点（北勢拠点）を整備しました。また、大規模災害発生時における医療活動を迅速かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターの資質向上のための研修を実施しました。さらに、救急救命士の新規養成や救急救命士が行える特定行為等救急救命措置の拡大に対応した救急救命士の養成に取り組むとともに、災害現場での救助活動機能の強化に向けて、消防団の充実及び人材育成を図りました。そのほか、観光客の避難誘導等を迅速、的確に行うため、観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、観光防災セミナーを開催しました。

## ■大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

大規模自然災害の発生時における学校施設の安全性確保のため、県立学校及び公立小中学校の屋内運動場等の天井落下防止対策を進めました。また、行政機関の機能低下を回避するため、大規模災害発生時における優先業務の継続に向けて、「三重県業務継続計画（三重県BCP）」の検証を行うとともに、公共の安全と秩序の維持を図る観点から、「三重県警察業務継続計画（三重県警察BCP）」を見直しました。

## ■大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

災害に関する県民への情報提供の充実を図るため、SNS（ツイッター）や地図などを活用した新しい防災情報プラットフォームの運用を開始しました。また、大規模災害発生時における非常通信を確保するため、情報通信システムにおける県と市町との「非常通信ルート」の見直しを行うとともに、非常通信訓練を実施しました。

## ■大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

大規模災害発生時における雇用の確保やサプライチェーンの維持、地域経済の被害軽減に向けて、被災後でも企業が事業活動を継続できる体制を整備するため、「みえ企業等防災ネットワーク」に設けた「BCP普及分科会」を通じて、企業における業務継続計画（BCP）の策定を促進しました。また、物流機能を確保するため、緊急時の物資輸送の基盤となる道路や港湾・漁港施設等の整備・耐震化に重点的に取り組みました。さらに、被害が甚大な地域への全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、新たに策定した「三重県広域受援計画」に「緊急輸送ルートの確保に関する計画」を定めました。

## ■大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

大規模災害発生時におけるライフラインの維持・確保に向けて、上下水道施設の耐震化を推進するとともに、石油コンビナートの防災対策のため、石油タンクの耐震化など事業者の防災対策を促進するとともに、保安に係る人材育成を支援しました。また、大規模災害発生時にあっても地域交通ネットワークを維持するため、緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策を推進するとともに、落石等の危険がある箇所や道路冠水のおそれのあるアンダーパス部に設置したポンプの点検・修繕を実施しました。

## ■制御不能な二次災害を発生させない

大規模地震時に不特定多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施や避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震診断・耐震化を促進するとともに、木造住宅の耐震化への補助や普及啓発を行いました。また、県民の命

や暮らしの安全を確保するため、老朽化が著しい農業用ため池の耐震化や、山地災害危険地対策や機能の低下した保安林の整備等、総合的な治山対策を実施するとともに、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりに取り組みました。さらに、迅速・的確な救助活動により一人でも多くの救うことができる命を守るために、負傷者の容体観察や緊急処置、搬送方法等、救助活動能力の充実に努めるための技術向上に努めました。

## ■大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

一日も早い被災地の復旧・復興に向けて、発災後の災害廃棄物を迅速に処理する体制を整備するため、災害廃棄物処理計画を未策定の市町に対して支援を行い、県内全市町が計画を策定しました。また、建築物や宅地が被害を受けた場合に、被災状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止するため、被災建築物や被災宅地の危険度判定を担う人材の育成に向けた研修会や講習会を実施しました。さらに、地域のコミュニティ力を強化するため、避難所単位での避難所運営マニュアルの作成を支援したほか、災害時に外国人住民への支援活動を行う人材を育成するための研修、外国人住民を主な対象とした防災セミナーや多言語情報提供に特化した図上訓練を実施しました。

## 2 総括

三重県国土強靱化地域計画の実施3年目となる平成29年度においては、「事前に備えるべき目標」の達成に向けて、大規模自然災害に備えるための基盤整備、防災人材の育成・活用や、国・市町・関係機関・事業者等と連携した災害対応力の向上など、ハード対策とソフト対策が一体となった防災・減災対策に取り組みました。

しかしながら、10月に発生した台風第21号と第22号により県内各地で甚大な被害が発生し、2名の方が亡くなられたほか、家屋の浸水、河川の氾濫や道路斜面の崩落、上水道の断水などの被害が発生し、県民生活に大きな影響を及ぼしました。国への緊急要望を行った結果、農地などの被害に対する激甚災害指定が迅速に決定されるとともに、災害復旧事業の災害査定効率化が図られました。県においては、被災された方々への支援や社会基盤の早期復旧に向け、紀伊半島大水害に次ぐ規模となる補正予算を計上し、国や市町、関係機関と連携し、一日も早い復旧に向けて全力をあげて取り組んでいます。

平成30年度は、これまでの取組に加え、「三重県版タイムライン」を活用し、事前対策による被害の最小化を図るとともに、「防災の日常化」をめざし、総合的な観点から今後の防災・減災対策の方向性と道筋を示した「三重県防災・減災対策行動計画」に基づき、本県における国土強靱化の取組を着実に推進していきます。

## II 平成 29 年度の取組結果(成果)と課題、今後の方向性について

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	ー 1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
推進方針	①住宅・建築物等の耐震化 ②沿道建築物の倒壊防止等 ③交通施設の耐震化 ④無電柱化の推進 ⑤大規模災害を考慮した都市づくり ⑥避難路等の整備 ⑦避難場所となるオープンスペースの確保等 ⑧広域的な連携体制の構築 ⑨一時滞在施設の確保

### 1 平成 29 年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

取組結果(成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅・建築物等の耐震化については、木造住宅の無料耐震診断を行うとともに、平成29年1月に耐震診断結果を公表した不特定多数の者が利用する大規模建築物について、所有者等の意向や状況に応じて耐震化を促進しました。</li> <li>●沿道建築物に付属するブロック塀の倒壊防止や屋外広告板の落下防止について、定期報告の対象や国土交通省による屋外広告板の緊急点検の対象となった建築物の施設管理者に対して、その対策の重要性を周知するとともに、点検や安全対策が必要な者への文書指導等を行いました。また、三重県屋外広告物条例に基づき、許可更新の際に点検状況や写真を確認し、適正な点検が実施されるよう指導を行いました。さらに、屋外広告物の安全対策を充実するため、全ての屋外広告物に点検を義務付けるなど同条例及び同施行規則の一部改正（平成30年10月1日施行）を行いました。</li> <li>●道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進めました。</li> <li>●大規模災害などの課題にも対応するため、2020年度を目途に改定を予定している都市計画区域マスタープランの策定に向けて、都市の目標となる「圏域マスタープラン」を5つの広域圏において改定しました。</li> <li>●市町が取り組む避難路等の整備について、観光客等の避難対策として実施する避難誘導標識等の整備に対し、地域減災力強化推進補助金により支援を行いました。また、南海トラフ特措法の特別強化地域の指定を受けた市町については、同法に基づく津波避難路等の整備に係る補助の嵩上げ措置の適用に向けて助言を行うとともに、特別強化地域の指定から外れた市町については、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により支援を行いました。</li> <li>●避難場所となるオープンスペースを確保するため、県営都市公園北勢中央公園で広場整備等を進めました。</li> <li>●自衛隊との連携訓練の成果を共有するとともに、大規模災害に備えた連携強化について意見交換しました。また、近隣府県との連携強化を図るため、中部圏及び近畿圏で実施された広域応援・受援訓練に参加しました。</li> </ul>
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



- 大規模災害により交通が途絶した際、協定を締結している事業者の店舗が可能な範囲で帰宅困難者への支援を実施する「災害時帰宅支援ステーション」について、取組を広く周知するため、協定事業者にステッカーを配布しました。

#### 今後の課題

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震診断を行うだけでなく、必要な耐震改修に早期に着手するよう、建築物の所有者等に対して働きかけを行っていく必要があります。
- 沿道建築物に付属するブロック塀や屋外広告板等の安全確保について、現場審査等において注意を払うことや、新たに建築物を設置する際の相談に対応するなど、効果的な取組を行っていく必要があります。また、屋外広告物の点検を促すために、条例改正の周知を図る必要があります。
- 鉄道事業者の施設の耐震化を促進するため、必要な事業費等の確保を図る必要があります。
- 電線類の地中化については、主に歩道の整備と併せて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。
- 地震・津波以外の大規模自然災害への都市計画上の対応を検討する必要があります。
- 市町の防災・減災対策を推進するため、市町の取組を引き続き支援する必要があります。
- 都市公園の整備については、効果的かつ効率的に整備を進めていく必要があります。
- 今後も各種訓練や連絡会議を通じて連携を強化することにより、防災関係機関との相互理解と大規模災害時の応急体制の充実を図っていく必要があります。また、近隣府県との連携強化を図るため、積極的な訓練参加により、広域応援・受援体制を推進していく必要があります。
- 災害時帰宅支援ステーションの充実に向けて、引き続き様々な業種の団体等との協定締結を進めていく必要があります。

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震診断で止まることなく、必要な耐震改修に早期に着手するよう、建築物の所有者等に対し、市町や関係団体と連携し補助制度等を紹介しながら普及・啓発していきます。
- 沿道建築物に付属するブロック塀や屋外広告板等の安全確保について、建築物防災週間（年 2 回）において実施する県と特定行政庁による立ち入り調査や、施設管理者からの定期報告により実態の把握に努め、是正が必要な者に対し指導します。また、パンフレットや各種メディアを活用し、啓発に取り組みます。
- 鉄道施設の耐震化を促進し、安全確保を図るため、近鉄名古屋線（新正一海山道間）の落橋防止対策事業を支援することとしています。また、交通施設の耐震化に資する支援策の強化等を国に対して求めていきます。
- 電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。
- 大規模災害などの課題に対応したまちづくりに向け、都市計画区域マスタープランの改定作業を継続します。
- 地域減災力強化推進補助金について、避難所の環境整備や孤立支援として通信設備の整備に対す

る支援など、避難後の対策や風水害対策を重視した制度により、引き続き市町に対する支援を行っていきます。

- 県営都市公園北勢中央公園において、部分開園に向けて整備を進めるとともに、5市で都市公園の整備を進めることで、避難場所となるオープンスペースの確保を図ります。
- 大規模災害に備えて、広域応援・受援体制の強化に向けた訓練に参加します。また、自衛隊との連携を引き続き図るとともに、海上保安庁との連携の強化を図るなど、防災関係機関との顔の見える関係づくりを進めます。
- 「災害時帰宅支援ステーション」の充実に向けて、各部局と連携して、様々な業種の団体と交渉を行い、協定の締結につなげていきます。

事前に備えるべき目標	<b>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</b>
リスクシナリオ	－2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
推進方針	①多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ②エレベーター閉じ込め事故対策の促進 ③学校施設の耐震化 ④社会福祉施設の耐震化 ⑤災害拠点病院等の耐震化 ⑥災害対応機関等の対応能力向上 ⑦災害対応能力の向上 ⑧常備消防の充実強化

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震改修促進法において耐震診断が義務化され、平成 29 年 1 月に耐震診断結果を公表した不特定多数の者が利用する大規模建築物等（99 棟）について、耐震性を有していない 14 棟の建築物の所有者に対し、文書指導や面談等により進捗状況を把握し、具体的な耐震化が進んでいないものについては、国の補助制度を紹介するなど耐震化を働きかけました。このうち、避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）の耐震改修について、補助制度を活用したうえで、平成 29 年度までに 4 棟の工事が完了しました。また、平成 29 年 3 月の「三重県建築物耐震改修促進計画」の一部改訂により災害時に防災拠点となる庁舎に位置づけた 3 棟について、それぞれの施設管理者により耐震診断が完了しました。</li> <li>●エレベーターの閉じ込め事故対策については、建築物防災週間（年 2 回）において、県と特定行政庁により対象建築物へ立入調査を行い、地震時管制運転装置等の設置を施設管理者等に対し啓発しました。また、建築担当課窓口パンフレットを配置し、設計関係者等に同様の啓発を行うとともに、地震時管制運転装置の設置済みマーク表示制度の普及に取り組みました。</li> <li>●県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、10 校 17 棟の対策工事と 17 校 32 棟の対策工事に係る設計を実施しました。また、公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、3 市 14 棟の対策が完了しました。</li> <li>●災害時に在宅被災者の受入先や支援の拠点となる高齢者関係施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム）については、平成 26 年度をもって耐震化率 100%を達成しています。その後、建設された高齢者関係施設においても全て耐震基準を満たしています。また、「三重県児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金」の活用により、1 保育所が耐震診断を実施したほか、保育所等整備交付金の活用等により 3 保育所が耐震改修等を行いました。</li> <li>●病院の耐震化を促進した結果、平成 29 年度は 2 病院が耐震化し、97 病院のうち 71 病院の耐震化対策が完了しました。</li> <li>●「訓練でできないことは、本番では絶対にできない」の理念のもと、実働訓練は「市町自らの災害対応力向上」、「内陸部と沿岸部の連携」、「三重県における受援体制の構築」をテーマに「三重県・伊賀市・尾鷲市・紀北町総合防災訓練」を実施しました。また、図上訓練は、総合図上訓練、機能別訓練（救出救助・道路及び総括部）、地方災害対策部訓練を実施しました。</li> <li>●大規模災害を想定した非常参集訓練、警察本部と各警察署との間での被災情報の収集・報告や警察活動の指示・報告等を行う図上訓練、各警察署における装備資機材の取扱訓練等の各種災害警</li> </ul>

備訓練を通じて災害対処能力の向上を図りました。また、防災関係機関との災害危険箇所の合同実査など、連携強化に向けた取組を実施しました。

- 救急救命士の新規養成と資質向上を図るため、消防学校において、救急救命士の新規養成支援や救急救命士が行うことができる特定行為等に対応した講習を実施するとともに、救急業務の教育体制の充実を図るため、指導救命士養成のための講習を実施しました。

#### 今後の課題

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の所有者に対しては、耐震改修等の早期着手について働きかけを行っていく必要があります。また、防災拠点となる庁舎（3棟）について、速やかな耐震化を促す必要があります。
- エレベーターの閉じ込め事故対策については、引き続き施設管理者等へ地震時管制運転装置等の設置を働きかけていく必要があります。
- 県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、全ての屋内運動場等の対策完了に向け着実に取組を進める必要があります。また、公立小中学校について、引き続き天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策を促進する必要があります。
- 新設される高齢者施設については、施設整備を計画する事業者に対し、災害に備え耐震基準をはじめとする各種法令の順守を徹底していく必要があります。
- 耐震診断が未実施の児童福祉施設及び障がい福祉関係施設について、耐震診断を実施するよう働きかけを行っていく必要があります。
- 耐震対策が未実施の病院に対して、引き続き耐震化を働き掛けていく必要があります。
- 発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、引き続き県・市町・防災関係機関等が連携した訓練を通じて、災害対策活動体制の充実・強化を図る必要があります。
- 昼夜を問わず発生する大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、実戦的な災害警備訓練を継続して実施するとともに、訓練の検証結果等を踏まえ、各種計画の見直しを行うなど、災害対処能力のさらなる向上を図る必要があります。また、防災関係機関との間で災害に備えた具体的な対策を検討するなど、連携強化に向けた取組を継続して実施する必要があります。
- 「三重県救急搬送・医療連携協議会」によるメディカルコントロール体制のもと、引き続き救急救命士の養成や資質向上に取り組む必要があります。

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 耐震診断結果を公表した不特定多数の者が利用する大規模建築物等については、引き続き市町と連携しながら、建築物の所有者に対し、国の補助制度を紹介するなど耐震改修等の早期着手について働きかけを行います。また、災害時防災拠点となる庁舎については、施設管理者と個別の協議を行い、国の補助制度を紹介しながら早期の耐震化を働きかけていきます。
- エレベーターの閉じ込め事故対策については、建築物防災週間（年2回）において、県と特定行政庁による対象建築物への立入調査を実施するとともに、施設管理者や設計関係者等に対し、普及啓発を行います。

- 県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、平成 31（2019）年度末に全棟の対策工事が完了するよう、計画的に取組を進めます。また、公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策について、引き続き市町等教育委員会に国の財政的支援制度などの情報提供を積極的に行うとともに、財政的支援制度が拡充されるよう国に対して要望していきます。
- 新設される高齢者施設については、施設整備を計画する事業者に対し、災害に備え耐震基準をはじめとする各種法令の順守を徹底していきます。また、「児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金」を活用した耐震診断の実施を各市町に対して呼びかけ、これにより耐震改修等の取組が進むよう働きかけを行っていきます。障がい福祉関係施設についても、耐震診断の実施を呼びかけるとともに、耐震改修等の取組が進むよう働きかけを行っていきます。
- 耐震化が未実施の病院に対して、補助制度の内容を周知するなど、耐震化を促進します。
- 災害対応能力の向上を図るため、南海トラフ地震や内陸直下型地震を想定した県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を実施します。
- 大規模災害発生時において、災害警備活動を迅速かつ的確に実施できるよう、実戦的な災害警備訓練を継続して実施し、災害対応能力の向上を図ります。また、防災関係機関との間での確かな情報共有や活動の調整が行えるよう、引き続き「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」や合同訓練に積極的に参加するとともに、協議した事項について、訓練等により実効性の向上を図るなど、さらなる連携強化を図ります。
- 救急救命活動の向上を図るため、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣への支援を行うとともに、救急救命士が実施可能な処置範囲の拡大に対応した講習を実施するほか、消防学校と連携して、県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう指導救命士の養成講習を実施します。

事前に備えるべき目標	<b>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</b>
リスクシナリオ	－3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
推進方針	①大規模災害を考慮した都市づくり ②津波防災地域づくり、適切な情報提供等 ③防災教育の推進 ④河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全 ⑤石油タンクの漂流防止対策 ⑥避難路等の保全 ⑦避難路等の整備 ⑧水門、陸閘等の自動化、遠隔操作化

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害などの課題にも対応するため、2020 年度を目途に改定を予定している都市計画区域マスタープランの策定に向け、都市の目標となる「圏域マスタープラン」を 5 つの広域圏において改定しました。</li> <li>●「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、実践的なワークショップなど地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、合わせて 5 市町 12 地区で取組が行われました。また、適切な災害情報等を提供できるよう、地図等を活用した災害情報や避難所開設情報等の提供や、登録制メールのほかに SNS（ツイッター）により気象情報の提供を行う、新たなプラットフォームの運用を開始しました。</li> <li>●学校における防災教育の効果を高めるため、防災ノートを新入生等に配付するとともに、外国人児童生徒に外国語版（5 か国語）を配付しました。職員を対象とした防災に関する研修については、初任者、6 年次、11 年次、新任管理職の研修に防災教育の内容を盛り込んで実施したほか、学校防災リーダー等教職員研修を 4 回（7～8 月）、「みえ防災・減災センター」と連携した体験型防災学習の実践研修を 5 回（10 月）実施しました。また、学校の要請に応じて職員を派遣し、学校が実施する防災学習、防災研修、家庭や地域と連携した防災訓練等の取組を支援しました。</li> <li>●支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、県内の中高校生 35 名が 8 月に東日本大震災の被災地を訪問し、ボランティア活動や交流学習に取り組みました。また、訪問後は参加した中高校生が在籍する学校や県内で開催されたイベント等で、被災地での経験などを発表・報告しました。</li> <li>●河口部の水門・排水機場等については、毛無川防潮樋門及び横川防潮水門の耐震対策が完了しました。津波浸水予測区域内の河川堤防については、対策が必要とされた脆弱箇所 183 箇所のうち、4 箇所の対策を実施し、183 箇所全ての対策が完了しました。また、鍋田川の堤防耐震対策に着手しました。海岸堤防の高潮対策については、建設・港湾海岸 18 地区（約 1.5km）の整備及び耐震対策（約 0.5km）を実施しました。港湾施設については、津松阪港（大口地区）の岸壁更新に必要な仮配管（L=150m）、宇治山田港（今一色地区）の護岸更新（L=166m）、長島港（江ノ浦大橋）の耐震対策（橋脚補強 1 基）を実施しました。農地・漁港海岸堤防については、大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、農地海岸 2 地区（ゲート改修等）、漁港海岸 3 地区（L=48m）において堤防の改修等を進めました。</li> <li>●石油コンビナート防災アセスメントで想定された災害に対応した「三重県石油コンビナート等防</li> </ul>
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

災計画」について、コンビナート事業者に対して周知を行いました。

- 津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所において、避難路等の保全を行うために、13箇所で擁壁等の整備を進め、うち4箇所が完成しました。また、道路の途絶を防ぐため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進めました。
- 市町が取り組む避難路等の整備については、観光客等の避難対策として実施する避難誘導標識等の整備に対し、地域減災力強化推進補助金により支援を行いました。また、南海トラフ特措法の特別強化地域の指定を受けた市町については、同法に基づく津波避難路等の整備に係る補助の嵩上げ措置の適用に向けて助言を行うとともに、特別強化地域の指定から外れた市町については、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により支援を行いました。
- 二級河川井戸川において、防潮水門の遠隔操作化に取り組みました。

#### 今後の課題

- 地震・津波以外の大規模自然災害への都市計画上の対応を検討する必要があります。
- 「津波避難に関する三重県モデル」の取組について、県内各地への水平展開を図る必要があります。また、県民によりわかりやすく適切な災害情報等の提供を行う必要があります。
- 引き続き、防災学習教材の活用や教職員の防災に関する知識の向上等に取り組み、防災教育・防災対策を推進する必要があります。また、防災教育を通じて、県内の児童生徒を将来の地域の防災活動の担い手として育成する必要があります。
- 河川・海岸堤防等の整備・耐震化等については、整備必要延長が長く膨大な時間と費用を要するため、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。
- 石油タンクの漂流防止対策など「三重県石油コンビナート等防災計画」の災害予防計画について、関係機関と連携して、コンビナート事業者へ周知し、対応を促していく必要があります。
- 土砂災害から県民の生命・財産を保全するため、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所における避難路等の保全を推進する必要があります。また、電線類の地中化については、主に歩道の整備と併せて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。
- 避難路等の整備など市町の防災・減災対策を促進するため、市町の取組を引き続き支援する必要があります。
- 防潮水門の遠隔操作化等について、引き続き取り組む必要があります。

## 2 平成30年度の取組方向

### 取組方向

- 大規模災害などの課題に対応したまちづくりに向け、都市計画区域マスタープランの改定作業を継続します。
- 「津波避難に関する三重県モデル」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き市町と連携するとともに、防災人材活用の仕組みとして設けた「みえ防災人材バンク」を通じて、みえ防災コーディネーターなどを地域の取組に積極的に活用することで、県内への水平展開を図ります。情報提供については、防災情報プラットフォームによる災害情報や避難所開設情報等の提供により、県民にわかりやすく適切な災害情報の提供を行っていきます。

- 学校での防災学習をより効果的に実施するため、防災ノートなど防災学習教材の活用を一層進めます。また、学校での防災学習を家庭での防災対策につなげるため、家庭における防災ノートの活用を促進します。家庭や地域と連携した体験型防災学習等の実施を支援するとともに、「みえ防災・減災センター」と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とする防災研修を行い、学校における防災教育を推進します。県内の中高生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学习等の防災教育に取り組めます。また、参加した中高生が被災地での活動内容等を発表・報告する機会を設け、被災地で得られた教訓や経験の県内における普及・共有を図ります。
- 河口部の水門・排水機場等の耐震対策については、鶴方水門の対策を継続します。また、堤防耐震対策については、鍋田川の対策を継続します。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、城南第一地区海岸ほか13地区海岸において引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港（大口地区）ほか2港湾において引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。また、農地海岸3地区、漁港海岸3地区において、堤防の改修等の整備を進めます。
- 石油コンビナートの防災対策について、関係機関と連携し、コンビナート事業者への指導を行います。
- 関係市町及び住民と連携を図り、津波発生時における避難路等の保全を引き続き推進します。また、電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。
- 地域減災力強化推進補助金について、避難所の環境整備や孤立支援として通信設備の整備に対する支援など、避難後の対策や風水害対策を重視した制度により、引き続き市町に対する支援を行っていきます。
- 熊野灘沿岸の動力化済み大型陸閘の遠隔操作化等については、優先して整備していくべき吉津港海岸の事業化に向けた調整を進めます。



事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	ー 4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
推進方針	①河川の整備 ②ハザードマップの作成支援 ③河川堆積土砂の撤去 ④河川・海岸・港湾・砂防施設の点検と対策 ⑤浸水想定区域図の作成 ⑥災害対策用機械等の操作人材の育成 ⑦職員の人材育成

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水による浸水被害を軽減するため、三滝川など 16 河川で効果的かつ効率的な河川整備を実施しました。</li> <li>●内水ハザードマップについて、過去に浸水実績のあった 3 市に対して作成に向けた技術的支援を行った結果、内水浸水シミュレーションを実施するなど、内水ハザードマップの基礎となる浸水想定区域図の作成が進みました。</li> <li>●「箇所選定の仕組み」による「河川堆積土砂撤去推進調整会議」を開催し、関係市町の意見を踏まえ、河川堆積土砂の撤去や河川内の雑木伐採の必要箇所の選定を行い、約 58 万 m<sup>3</sup> の河川堆積土砂撤去及び約 12 万 m<sup>2</sup> の雑木伐採を行いました。</li> <li>●河川・海岸・港湾・砂防施設を常時良好な状態に保つため、年 1 回の点検を実施し、点検結果に基づき緊急修繕の必要な施設については、適切に修繕を実施しました。</li> <li>●市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な河川の浸水想定区域図について、8 河川において作成しました。</li> <li>●5 月に橈田川で実施された国土交通省主催の災害対策用機械等操作訓練に参加し、排水ポンプ車等の操作技術の習得に取り組みました。</li> <li>●県職員を対象とした職員防災一斉メールによる情報伝達訓練を実施しました。また、課長級を対象とした防災研修については、各所属の責任者である職員が発災初期の行動を学ぶ内容として、「三重県地域防災計画の確認」、「災害を経験した職員の体験談」及び「状況予測型図上訓練」を実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川の整備については、整備必要延長が長く、膨大な時間と費用を要するため、効果的かつ効率的に施設整備等を進めていく必要があります。</li> <li>●内水ハザードマップについては、内水による浸水想定区域などの浸水情報を示すほかに、避難場所、避難方法、危険箇所等の避難情報を記載する必要があります。内水ハザードマップの作成・公表に向けて、避難情報の記載内容について関係機関等との調整に時間を要します。</li> <li>●堆積土砂撤去及び河川内の雑木伐採が必要な河川が多く残されていることから、今後も継続して堆積土砂撤去事業を推進していく必要があります。</li> <li>●河川・海岸・港湾・砂防施設の安定的な機能確保を図るため、引き続き施設の点検を実施し、施設の予防保全に取り組んでいく必要があります。</li> </ul>

- 水防法の改正に伴い、想定し得る最大規模の降雨を対象とした水位周知河川の浸水想定区域図を作成する必要があります。
- 防災・減災に向けた迅速な対応ができるよう、現地で作業を行う職員が訓練に参加し、災害対策用機械等操作技術を習得することが必要です。
- 職員防災一斉メールを使用した情報伝達訓練について、連絡不能者が多い所属に対しては単独の訓練実施を呼びかけるなど、様々な機会を通じ啓発・指導を行う必要があります。また、課長級防災研修については、各所属の責任者として取るべき行動に関する意識を醸成する必要があります。

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 河川の整備については、木津川など 18 河川で整備を進めます。
- 近年、計画雨量を上回る大雨が頻発し内水浸水被害が増加傾向にあることから、内水ハザードマップの作成・公表を促進するため、公共下水道事業の浸水対策を実施しており、作成・公表していない市町に対して、引き続きその必要性を説明し、作成・公表するよう指導・支援していきます。
- 洪水被害の防止・軽減を図るため、引き続き「箇所選定の仕組み」により関係市町と情報共有し、優先度等を検討しながら河川堆積土砂撤去及び河川内の雑木伐採を進めていきます。
- 河川・海岸・港湾・砂防施設の点検を実施し、施設の状態把握に努め、その結果に基づき適切な対策措置を講じていきます。
- 水位周知河川に指定されている 24 河川において、想定し得る最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域図を作成します。また、伊勢湾沿岸において、想定し得る最大規模の高潮を対象とした浸水想定区域図の作成に着手します。
- 国土交通省からの情報を共有し、地域機関の職員に災害対策用機械等操作訓練への積極的な参加を促します。
- 職員防災一斉メールを使用した情報伝達訓練について、職員に対する確実な情報伝達をめざして、引き続き訓練を実施します。また、課長級防災研修では、引き続き所属長として取るべき行動に関する意識醸成をめざした研修を実施します。

事前に備えるべき目標	<b>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</b>
リスクシナリオ	－5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①適切な災害情報の提供</li> <li>②宅地災害予防対策の推進</li> <li>③土砂災害防止施設の整備</li> <li>④土砂災害警戒区域等の指定</li> <li>⑤警戒避難体制整備等のソフト対策</li> <li>⑥大規模災害を考慮した都市づくり</li> <li>⑦治山施設の整備、自然と共生した森林づくり</li> <li>⑧ため池の耐震化等</li> </ul>

## 1 平成29年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気象情報・災害情報等を収集し、地図を活用したホームページでの情報提供やメール配信及びSNS（ツイッター）による気象情報の提供を行うとともに、的確な災害対応が行えるよう、新しい防災情報プラットフォームの運用を開始しました。</li> <li>●梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、広報活動を行うことにより、宅地防災に対する県民意識の高揚を図りました。また、開発施工区域内を県と市が合同でパトロールし、がけ法面の崩れや土砂流出がないことを確認しました。さらに、宅地等開発事業者にパトロールを行うよう指導し、工事現状の把握と危険箇所等の点検を実施しました。大規模盛土造成地が存在しない12市町（木曾岬町、川越町、明和町、大台町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）と開発許可権限を有する4市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市）を除く13市町のうち、伊勢市、鳥羽市、志摩市の3市で大規模盛土造成地調査を実施しました。</li> <li>●土砂災害から県民の生命・財産を守ることを目的として、土砂災害防止施設の整備を進めた結果、平成29年度末の保全人家戸数は18,494戸（保全率26.7%）になりました。</li> <li>●土砂災害のおそれに対して的確な判断ができる警戒避難体制づくりを目的として、土砂災害防止法に基づく基礎調査を12市6町で実施した結果、実施率は74.0%になりました。</li> <li>●市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として、市町担当者を対象に「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を年3回開催し、全市町において土砂災害に関する防災訓練が実施されるなど、防災意識の向上が図られました。</li> <li>●大規模災害などの課題に対応するため、2020年度を目途に改定を予定している都市計画区域マスタープランの策定に向け、その一部となる5つの広域圏における「圏域マスタープラン」を改定しました。</li> <li>●山地災害危険地対策や機能の低下した保安林の整備等、治山対策を実施するとともに、市町や森林組合等の林業事業者による造林・間伐などの森林整備や鳥獣害対策を支援しました。また、森林環境創造事業等による多様な森林づくりや、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりに取り組みました。</li> <li>●老朽化が著しい農業用ため池について、5箇所では新規着手し、計7箇所の耐震対策を実施しました。農業用ため池ハザードマップの作成について、26市町に働きかけを行った結果、ハザードマップに関する意識の向上が図られ、農業用ため池334箇所において作成されました（累計762箇所）。</li> </ul>
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 今後の課題

- 適切な災害情報の提供に向けて、引き続き県民にわかりやすい情報の提供を行うとともに、災害対応への活用を図っていく必要があります。
- 「宅地防災月間」以外でも開発施工区域をパトロールし、開発事業者の安全意識の向上を図る必要があります。また、大規模盛土造成地について、残る10市町（いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、亀山市、松阪市、多気町、玉城町、伊賀市、名張市）と開発許可権限を有する4市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市）の調査を進める必要があります。
- 土砂災害保全率は依然として低い状態であることから、引き続き土砂災害防止施設の整備を推進する必要があります。
- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の平成31（2019）年度の完了に向けた取組を進める必要があります。
- 土砂災害に関する避難勧告等の発令についての基準を定めていない市町があることから、「土砂災害警戒避難ガイドライン」をもとに的確な判断ができる警戒避難体制づくりや避難勧告等の発令基準制定の取組を支援する必要があります。
- 地震・津波以外の大規模自然災害への都市計画上の対応を検討する必要があります。
- 平成29年の台風等で発生した山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策等を推進する必要があります。また、森林所有者の理解と協力を得て、公益的機能の発揮に向けた森林の整備を引き続き進める必要があります。
- 農業用ため池の耐震調査の推進とあわせ、市町等と協議のうえ、計画的に耐震化を進めていく必要があります。また、農業用ため池が決壊した場合、人命等に被害が及ぶことから、早急にハザードマップを作成する必要があります。

## 2 平成30年度の取組方向

### 取組方向

- 適切な災害情報を提供するため、地図等を活用して災害情報や避難所開設情報等を県民にわかりやすく提供していくとともに、被害情報や対応経過を時系列の一覧表で管理し、市町等と情報共有を行い、迅速かつ的確な災害対策本部活動を行っていきます。
- 5月の「宅地防災月間」の取組を実施することで防災意識の向上を図るとともに、開発施工区域については、秋期にもパトロールを実施することで災害の未然防止に努めます。また、3市町（松阪市、多気町、玉城町）において大規模盛土造成地に関する調査に着手します。
- 激甚化の傾向にある自然災害に対応するため、土砂災害防止施設の整備を引き続き推進し、土砂災害保全人家戸数の増加を図ります。
- 土砂災害防止法に基づく基礎調査については、津市、伊勢市、伊賀市、熊野市など11市5町、約2,200箇所を実施します。
- 「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を、市町担当者を対象に年3回開催し、市町が行う警戒避難体制づくりや、土砂災害に関する避難勧告等の発令基準制定の取組を引き続き支援します。
- 大規模災害などの課題に対応したまちづくりに向け、都市計画区域マスタープランの改定作業を継続します。

- 平成29年の台風等による山地災害の復旧や保安林内の森林整備等を進めるとともに、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所での治山事業を実施し、災害の未然防止を進めます。また、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、環境林における間伐等の森林整備を促進するとともに、「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木となるおそれのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出等を行うなど、災害に強い森林づくりを進めます。
- 農業用ため池の耐震化については、継続箇所の早期完了に取り組むとともに、耐震調査やハザードマップ作成を進め、ハード対策・ソフト対策の両面から計画的に取組を推進していきます。

事前に備えるべき目標	<b>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</b>
リスクシナリオ	－ 6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
推進方針	①情報提供手段及び情報収集手段の多様化・確実化 ②地方公共団体の人員・体制整備 ③交通渋滞の回避 ④避難体制整備の支援

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象情報・災害情報等を収集し、地図を活用したホームページでの情報提供やメール配信及び SNS（ツイッター）による気象情報の提供を行うとともに、的確な災害対応が行えるよう、新しい防災情報プラットフォームの運用を開始しました。</li> <li>● 「三重県広域受援計画」の策定に併せて、他県からの人的支援の調整を担う「応援・受援班」の新設や、災害対策本部の各部隊の活動要領の作成を行うなど、「三重県災害対策本部運営要領」を改正しました。また、発災前から予測できる風水害に対し、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理し、事前対策として被害を最小化するため、県災害対策本部総括部隊で使用するタイムラインの試行と検証を経て、関係機関と調整を図ったうえで、「三重県版タイムライン」を策定しました。</li> <li>● 信号機が停止した場合を想定し、警察官による交通整理訓練や可搬型発動発電機を使用した訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。</li> <li>● 市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として、市町担当者を対象に、「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を年 3 回開催し、全市町において土砂災害に関する防災訓練が実施されるなど、防災意識の向上が図られました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な災害情報の提供に向けて、引き続き県民にわかりやすい情報の提供を行うとともに、災害対応への活用を図っていく必要があります。</li> <li>● 様々な訓練等を通して、「三重県災害対策本部運営要領」に即した行動ができるよう推進していく必要があります。</li> <li>● 三重県内の約 3,000 箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信号機は 129 箇所の主要交差点しか整備されていないことから、引き続き電源付加装置を有する信号機の整備を推進していく必要があります。</li> <li>● 土砂災害に関する避難勧告等の発令についての基準を定めていない市町があることから、「土砂災害警戒避難ガイドライン」をもとに的確な判断ができる警戒避難体制づくりや避難勧告等の発令基準制定の取組を支援する必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 適切な災害情報を提供するため、地図等を活用して災害情報や避難所開設情報等を県民にわかりやすく提供していくとともに、被害情報や対応経過を時系列の一覧表で管理し、市町等と情報共有を行い、迅速かつ的確な災害対策本部活動を行っていきます。
- 「三重県災害対策本部運営要領」に即した行動ができるよう、引き続き様々な訓練等を通して習熟を図っていきます。
- 停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、信号機へ可搬型発動発電機を接続した復旧訓練を実施します。
- 「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を、市町担当者を対象に年 3 回開催し、市町が行う警戒避難体制づくりや、土砂災害に関する避難勧告等の発令基準制定の取組を引き続き支援します。

事前に備えるべき目標	<b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</b>
リスクシナリオ	-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
推進方針	①物資輸送ルート(陸路)の確保 ②物資輸送ルート(空路、海路)の確保 ③迅速な道路啓開の態勢整備 ④水道施設の耐震化等 ⑤燃料の備蓄の促進 ⑥民間物流施設等の災害対応力の強化 ⑦各家庭における備蓄量の確保 ⑧自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制の構築

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時に県民の命を守るため、高規格幹線道路等の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。近畿自動車道紀勢線については、「近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム」を設置し、熊野道路・新宮紀宝道路の用地買収を鋭意進め、紀勢線の早期整備に取り組みました。直轄国道については、国道 42 号松阪多気バイパスが全線開通するなど整備促進が図られました。また、地域高規格道路等の県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進した結果、第 1 次緊急輸送道路に指定されている国道 167 号鶴方磯部バイパスにおいて約 3.4km を供用し全線開通したほか、第 2 次緊急輸送道路に指定されている国道 477 号（四日市拡幅）において約 0.7km を供用しました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、県道水郷公園線の福吉橋等、19 橋の耐震化を図りました。大規模災害が発生した場合に、電柱倒壊が緊急車両の円滑な通行や県民の迅速な避難に支障とならないよう、県が管理する緊急輸送道路を対象に、新たな電柱の占用を原則として禁止する措置を 3 月から開始しました。</li> <li>●3 月に策定した「三重県広域受援計画」に「緊急輸送ルートの確保に関する計画」を定め、海路による緊急輸送ルートや航路啓開活動、海上輸送拠点などについて記載しました。また、緊急時における物資輸送拠点とするため、粘り強い構造を有する施設は 3 漁港のうち、完了していない 1 漁港の整備を進めました。</li> <li>●道路啓開の態勢整備を図り、9 月に国・県・建設企業と連携した道路啓開情報伝達訓練を実施しました。</li> <li>●水道用水供給事業について、浄水場の沈でん池等 44 施設について耐震詳細診断業務を実施し、伊勢市相合地内ほかにおいて管路の耐震化工事（延長 L=3.0 km）を実施しました。また、三重県水道広域広域協定に基づき、各市町の資機材保有状況を更新するとともに、震災・災害・事故を想定した年間訓練計画に従い、受水市町等との研修・訓練を 5 回実施しました。</li> <li>●毎年度、各県立学校における非常用発電機用燃料となるガソリン及びプロパンガスの備蓄状況を把握しています。</li> <li>●民間物流施設等の災害対応力の強化のため、「みえ企業等防災ネットワーク」において、県内に立地する企業が自らの防災力を高めることや、また、地域の防災力向上に寄与することを目的に、地域別企業防災研修を開催し、企業における防災人材の育成を行いました。また、業務継続計画（BCP）の策定について、同ネットワークの研修会等において、「BCP 普及分科会」を設け、計画の策定を希望する企業に対して支援を行いました。</li> </ul>



- 新聞等の多様なメディアの活用、啓発冊子の配布、「自主防災リーダー人材育成講座」等の研修など、あらゆる媒体や機会を利用して、個人備蓄の必要性を呼びかけました。
- 3月に策定した「三重県広域受援計画」に「物資調達に関する計画」を定め、関係機関の役割、初動から受入調整、支援活動について記載しました。また、「三重県災害時物資支援活動基本方針」に基づいた具体的事項の検討を行うため、県の救援物資体制を検討するワーキンググループを設置し、訓練での反省点や気づきを反映させる等、「救援物資部隊活動マニュアル」を改良しました。

## 今後の課題

- 大規模自然災害の発生が懸念される中、高規格幹線道路等の未事業化区間の存在などの課題が残っていることから、さらなる整備促進とともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけるほか、県管理道路の効率的・効果的な整備を進める必要があります。また、緊急輸送道路上の耐震未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に耐震化を進めていく必要があります。
- 「三重県広域受援計画」の定めた各行動について実効性を高めていく必要があります。また、緊急時の物資輸送拠点や漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設を早期に整備する必要があります。
- 発災時に迅速な道路啓開を展開するため、国・県・建設企業が連携した情報伝達訓練を今後も継続して実施する必要があります。
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、将来発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震に備えるため、計画的に施設改良を推進する必要があります。また、大規模災害時において被害が広範囲に及ぶ場合は、県内全市町、東海四県、近隣府県営水道用水供給事業者等が連携して応急措置等を円滑に実施していく必要があります。
- 県立学校の中には、ガソリン、プロパンガスのいずれの燃料も備蓄していない学校があることから、災害時に停電となった場合にも必要となる電力を確保するため、これらの学校へ発電機用燃料の確保を働きかける必要があります。
- 企業における防災活動を効果的に進めていくため、引き続き防災に関する専門的な知識を持った人材や、災害時に率先して行動することのできる人材を養成する必要があります。また、業務継続計画（BCP）について、「みえ防災・減災センター」や「みえ企業等防災ネットワーク」と連携しながら、計画の策定の目的や必要性を企業に対し啓発を行うとともに、具体的な取組への支援を行っていく必要があります。
- 飲料水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着を図るため、県民に対して効果的な個人備蓄の啓発を行う必要があります。
- 県の救援物資体制を検討するワーキンググループにおいて、各部隊や班、拠点等の体制に合わせた整理や見直しを続ける必要があります。

## 2 平成30年度の取組方向

### 取組方向

- 大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路及び新宮紀宝道路等の高規

格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス及び桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）等の直轄国道の整備促進を図るとともに、鈴鹿四日市道路や近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。県管理道路については、高規格幹線道路及び直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備を行うとともに、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を用いて、整備を推進します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。

- 訓練等の様々な機会を通して「三重県広域受援計画」の定めた各行動の実効性を高めていきます。また、耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設の整備、漁港業務継続計画（漁港BCP）の策定を進めるとともに、漁港及び背後集落の被害軽減に取り組みます。
- 道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた情報伝達訓練を継続して実施します。
- 「企業庁経営計画（平成29年度～平成38年度）」に基づき、浄水場施設については、耐震詳細診断の結果、対応が必要となった耐震化工事を進めるとともに、液状化が想定される地域での管路の耐震化について計画的に実施します。また、災害の早期復旧が可能となるよう、市町やユーザー、民間事業者などと連携した訓練を実施するとともに、相互応援協定を締結する中部圏、近畿圏の府県市とも平時から応援体制や備蓄資機材等の情報共有を行うことで、応援体制を強化していきます。
- 県立学校については、非常用発電機用燃料の備蓄状況を把握し、各学校での燃料確保を働きかけます。公立小中学校については、これまで燃料の備蓄状況を把握していないため、「学校防災取組状況調査」の調査項目を追加する等により、公立小中学校における燃料備蓄の状況を把握することとします。
- 「みえ防災・減災センター」の取組を中心に、「みえ企業等防災ネットワーク」とも連携しながら、引き続き企業防災担当者の人材育成を進めるとともに、「みえ防災・減災センター」における相談窓口において、企業に対する防災・減災に関する相談対応などを通じて、企業等における防災・減災への取組を支援していきます。また、業務継続計画（BCP）策定の促進に向けた啓発活動を行うとともに、取組を行う企業への支援を実施していきます。
- 多様なメディアや研修、イベント等、あらゆる媒体や機会を活用して、個人備蓄の啓発を行います。
- 「災害ロジスティクス中部広域連絡会議・三重県地域部会」の構成員として、計画等の検討や各種訓練等に参加し、発災時の円滑な物資調達及び供給体制の構築に努めます。また、救援物資部隊の体制検討ワーキンググループの開催を継続し、「救援物資部隊活動マニュアル」の検証・充実を図ります。

事前に備えるべき目標	<b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</b>
リスクシナリオ	－2 多数かつ長期にわたる孤立集落（離島を含む）等の同時発生
推進方針	①緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備 ②孤立化防止対策事業への支援等 ③雨量規制区間の代替ルートの確保 ④災害発生時に避難路となる林道、農道及び漁港関連道の整備 ⑤漁港施設の防災・減災対策 ⑥災害発生後の機動的・効率的な活動の確保 ⑦民間備蓄等との連携 ⑧行政機関の機能低下の回避 ⑨被災による機能低下の回避 ⑩災害情報の収集

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時に県民の命を守るため、高規格幹線道路等の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。近畿自動車道紀勢線については、「近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム」を設置し、熊野道路・新宮紀宝道路の用地買収を鋭意進め、紀勢線の早期整備に取り組みました。直轄国道については、国道42号松阪多気バイパスが全線開通するなど整備促進が図られました。また、地域高規格道路等の県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進した結果、第1次緊急輸送道路に指定されている国道167号鶴方磯部バイパスにおいて約3.4kmを供用し全線開通したほか、第2次緊急輸送道路に指定されている国道477号（四日市拡幅）において約0.7kmを供用しました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、県道水郷公園線の福吉橋等、19橋の耐震化を図りました。大規模災害が発生した場合に、電柱倒壊が緊急車両の円滑な通行や県民の迅速な避難に支障とならないよう、県が管理する緊急輸送道路を対象に、新たな電柱の占用を原則として禁止する措置を3月から開始しました。</li> <li>●災害時における孤立化防止対策として、地域減災対策推進事業により、市町が整備する衛星携帯電話、防災行政無線戸別受信機等及び移動系防災行政無線携帯型の整備に対する支援を行いました。</li> <li>●雨量規制区間の代替ルートとなる一般国道422号三田坂バイパスについては、約3.4kmを供用し全線開通しました。</li> <li>●避難路として利用可能となる農道12箇所のうち、整備が完了していない1箇所について整備を進めました。</li> <li>●緊急時における物資輸送拠点とするため、粘り強い構造を有する施設は3漁港のうち、完了していない1漁港の整備を進めました。</li> <li>●「訓練でできないことは、本番では絶対にできない」の理念のもと、実働訓練は「市町自らの災害対応力向上」、「内陸部と沿岸部の連携」、「三重県における受援体制の構築」をテーマに「三重県・伊賀市・尾鷲市・紀北町総合防災訓練」を実施しました。また、気象情報・災害情報等を収集し、地図を活用したホームページでの情報提供やメール配信及びSNS（ツイッター）による気象情報の提供を行うとともに、的確な災害対応が行えるよう、新しい防災情報プラットフォームの運用を行いました。</li> </ul>

- 災害時の支援等に関する協定について、三重県社会保険労務士会、三重県生コンクリート協同組合連合会、三重県司法書士会、三重県行政書士会と協定を締結しました。
- 行政機関の機能低下を回避するため、「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、災害発生時の優先業務を継続的に見直すため、各部局において検証を行いました。また、市町の業務継続計画（市町BCP）の策定促進のため、研修開催や事例提供などの支援を行いました。
- 「三重県警察業務継続計画（三重県警察BCP）」について、被災による業務機能低下を回避するため、6月に計画の見直しを行いました。また、津波浸水被害が予測される四日市北警察署の建て替え整備計画を推進しました。
- 大規模災害を想定した「三重県・伊賀市・尾鷲市・紀北町総合防災訓練」において、ヘリコプターテレビシステムを活用した訓練を実施しました。

## 今後の課題

- 大規模自然災害の発生が懸念される中、高規格幹線道路等の未事業化区間の存在などの課題が残っていることから、さらなる整備促進とともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけるほか、県管理道路の効率的・効果的な整備を進める必要があります。また、緊急輸送道路上の耐震未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に耐震化を進めていく必要があります。
- 災害時に集落が孤立することによる被害の発生を防ぐため、引き続き災害時における孤立可能性について把握するとともに、市町が実施する孤立化防止対策について支援を行う必要があります。
- 雨量規制区間の代替ルートとなる主要地方道大台宮川線について、事業進捗を図る必要があります。
- 避難路としての農道や林道等の道路整備を進めていく必要があります。
- 緊急時の物資輸送拠点や漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設を早期に整備する必要があります。
- 適切な災害情報の提供に向けて、引き続き県民にわかりやすい情報の提供を行うとともに、災害対応への活用を図っていく必要があります。
- 地方公共団体、企業、事業者団体等との協定締結の促進や、協定内容の充実を図っていく必要があります。
- 「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、組織の改編や業務内容の変更を踏まえ、継続的な更新を進める必要があります。また、計画未策定の6市町に対して、研修の開催等により市町の業務継続計画（市町BCP）の策定を促進する必要があります。
- 大規模災害発生時においても、治安及び県民生活に重大な影響を及ぼさないよう、「三重県警察業務継続計画（三重県警察BCP）」を継続的に見直していく必要があります。
- 災害発生時における画像情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、引き続きヘリコプターテレビシステムを活用した訓練を実施するとともに、有事の際に備えて、同システムの適切な維持・管理により機能の確保を図っていく必要があります。

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路及び新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス及び桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）等の直轄国道の整備促進を図るとともに、鈴鹿四日市道路や近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。県管理道路については、高規格幹線道路及び直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備を行うとともに、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を用いて、整備を推進します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。
- 地域減災対策推進事業による孤立化防止対策において、市町が整備する衛星携帯電話、防災行政無線戸別受信機等及び移動系防災行政無線携帯型の整備に加えて、I P無線機の整備について支援を行います。
- 雨量規制区間の代替ルートとなる主要地方道大台宮川線の事業進捗を図るため、道路改良工事等を実施します。
- 整備が完了していない農道1箇所について、早期に整備を推進します。
- 耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設の整備、漁港業務継続計画（漁港BCP）の策定を進めるとともに、漁港及び背後集落の被害軽減に取り組みます。
- 災害対応能力の向上に向けて、南海トラフ地震や内陸直下型地震を想定した県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を実施します。また、適切な災害情報を提供するため、地図等を活用して災害情報や避難所開設情報等を県民にわかりやすく提供していくとともに、被害情報や対応経過を時系列の一覧表で管理し、市町等と情報共有を行い、迅速かつ的確な災害対策本部活動を行っていきます。
- 災害時における広域連携・支援体制を構築・強化するため、各部局が連携して、様々な業種の団体と協定の締結に向けた交渉を行い、協定の締結につなげていきます。
- 「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、引き続き各部局における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。また、未策定の市町に対して業務継続計画（市町BCP）の策定を支援します。
- 災害情勢や各種訓練における検証結果等を踏まえ、「三重県警察業務継続計画（三重県警察BCP）」の見直しに向けた取組を推進します。また、四日市北警察署の建て替え整備を推進するほか、津波浸水被害が予測される警察署や交番・駐在所の災害警備活動拠点としての機能強化に向けて、関係機関と連携した取組を推進します。
- ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達を継続して実施するとともに、災害発生時に即応できるよう、機上設備及び地上設備の保守点検に取り組んでいきます。また、9月に供用を開始した新たな防災ヘリコプターには、機外カメラにより撮影した動画等を即座に地上へ電送する「ヘリコプターテレビ電送装置」や、全国の消防防災ヘリコプターの活動位置をリ

アルタイムに把握し、応援ヘリコプター等に対して災害の発生エリアや詳細情報を共有できる「動態管理システム」、林野火災や遭難者の捜索等に活用する「赤外線カメラ」等を装着しており、これらの機器を活用して、迅速な被害情報の確認・収集や広域防災対策活動、山岳・水難捜索事案等に対応することができるよう取り組みます。

事前に備えるべき目標	<b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</b>
リスクシナリオ	－ 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
推進方針	①救助機関の災害対応力強化 ②災害対応能力の向上 ③常備消防の充実強化 ④災害医療の体制整備 ⑤消防団員等の人材育成 ⑥合同訓練等の実施 ⑦警察施設、消防施設の耐震化等 ⑧情報通信機能の耐災害性の強化 ⑨消防救急無線のデジタル化 ⑩自治体、関係府省庁の連携

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自衛隊との連携訓練の成果を共有するとともに、大規模災害に備えた連携強化について意見交換を行いました。</li> <li>●大規模災害を想定した非常参集訓練、警察本部と各警察署との間での被災情報の収集・報告や警察活動の指示・報告等を行う図上訓練、各警察署における装備資機材の取扱訓練等の各種災害警備訓練を通じて災害対処能力の向上を図りました。また、防災関係機関との災害危険箇所の合同実査など、連携強化に向けた取組を実施しました。福井県内で実施された「中部管区警察局内 6 県警察合同訓練」において部隊輸送訓練、救出救助訓練等を実施し、警察災害派遣隊の広域運用を見据えた災害対処能力の向上を図りました。</li> <li>●救急救命士の新規養成と資質向上を図るため、消防学校において、救急救命士の新規養成支援や救急救命士が行うことができる特定行為等に対応した講習を実施するとともに、救急業務の教育体制の充実を図るため、指導救命士養成のための講習を実施しました。</li> <li>●災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者や警察、消防、保健所、市町等で構成する地域災害医療対策会議において、地域の災害医療体制の整備について検討・協議を行うとともに、訓練・研修等を実施しました。また、災害医療コーディネーターの資質向上を図るため、県内 9 地域において研修を実施しました。</li> <li>●消防団の充実・強化に向け、三重県消防協会と連携した入団促進キャンペーンを実施しました。また、地域において消防団と自主防災組織による連携を推進するため、消防団員を対象とした「自主防災組織アドバイザー養成講座」等を実施するとともに、連携強化のモデル事業を 2 地域で実施しました。被害が甚大化する自然災害に対応するため、地域防災力の中核を担う「消防団」と「自主防災組織」の充実強化を図り、地域の組織力を発揮するための人づくりの新たな仕組みとして、「みえ防災・減災センター」と連携し、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」の取組を実施しました。</li> <li>●「訓練でできないことは、本番では絶対にできない」の理念のもと、実働訓練は「市町自らの災害対応力向上」、「内陸部と沿岸部の連携」、「三重県における受援体制の構築」をテーマに「三重県・伊賀市・尾鷲市・紀北町総合防災訓練」を実施しました。また、図上訓練は、総合図上訓練、</li> </ul>

機能別訓練（救出救助・道路及び総括部）、地方災害対策部訓練を実施しました。

- 警察本部庁舎や県内の警察署は、これまでに建て替え整備や耐震補強工事を実施し、耐震基準を満たす構造となっています。また、津波浸水被害が予測される四日市北警察署の建て替え整備計画を推進しました。
- 災害発生時における非常通信を確保するため、市町から県への非常通信ルートとして利用可能な通信ルートの見直しを行うとともに、非常通信訓練を実施しました。
- 消防救急無線（共通波）のデジタル化について、維持管理を行う三重県市町総合事務組合が事務局の「三重県消防救急無線（共通波）運営連絡会」に参加し、円滑な運用に向けた支援を行いました。
- 三重県広域防災拠点（北勢拠点）が完成し、供用を開始しました。また、近隣府県との連携強化を図るため、中部圏及び近畿圏で実施された広域応援・受援の訓練に参加しました。3月に策定した「三重県広域受援計画」に、大規模災害時に県内外のボランティア団体や県・市町が情報共有、連絡調整する場である「協働プラットフォーム」を立ち上げていくことなどを盛り込みました。

#### 今後の課題

- 今後も各種訓練や連絡会議を通じて連携を強化することにより、防災関係機関との相互理解と大規模災害時の応急体制の充実を図っていく必要があります。
- 昼夜を問わず発生する大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、実戦的な災害警備訓練を継続して実施するとともに、訓練の検証結果等を踏まえ、各種計画の見直しを行うなど、災害対処能力のさらなる向上を図る必要があります。また、防災関係機関との間で災害に備えた具体的な対策を検討するなど、連携強化に向けた取組を継続して実施する必要があります。大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、引き続き実戦的な災害警備訓練により警察災害派遣隊の災害対処能力の向上や、相互の連携強化を図る必要があります。
- 引き続き、「三重県救急搬送・医療連携協議会」によるメディカルコントロール体制のもと、救急救命士の養成や資質向上に取り組む必要があります。
- 引き続き、地域災害医療対策会議において、関係機関の連携強化を図るなど、地域の災害医療体制を整備する必要があります。また、災害医療コーディネーター研修については、より有効な研修となるよう研修内容について見直しを行う必要があります。
- 消防団の充実・強化に向け、三重県消防協会や市町と連携しながら入団促進を図るとともに、消防団活動に対する理解促進を図る必要があります。また、防災人材の育成に向けて引き続き取り組むとともに、地域防災力の向上をめざして、消防団と自主防災組織が連携した取組を周知するなど、県内への水平展開を図る必要があります。自主防災組織リーダー研修が、自主防災活動の活性化につながるよう、自主防災組織のリーダーとして必要な知識、技能を習得させるとともに、その役割についての自覚を高める内容の研修とする必要があります。また、地域防災力の向上のため、消防団との連携の促進を図り、隙間のない災害対応ができる体制づくりが必要です。
- 発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、引き続き、県・市町・防災関係機関等が連携した訓練を通じて、災害対策活動体制の充実・強化を図る必要があります。
- 警察署や交番・駐在所は、災害警備活動や治安維持活動の拠点となるなど、あらゆる警察事象に



対応する必要があることから、津波浸水被害や地震による倒壊が予測される警察署や交番・駐在所はもとより、老朽化、狭隘化、事件・事故の発生状況等の地域情勢を十分考慮し、総合的に判断したうえで整備する必要があります。

- 非常通信ルートの点検を行い、常に有効な状態にしておく必要があります。また、非常時に利用可能なルートを把握しておくため、訓練を行う必要があります。
- 消防救急無線（共通波）のデジタル化整備工事は完了したことから、今後は、運用面・技術面での助言など適切なフォローアップを行っていく必要があります。
- 近隣府県との連携強化を図るため、積極的な訓練参加により広域応援・受援体制を推進していく必要があります。今後、市町、社会福祉協議会、NPO等と連携し、地域において円滑にボランティア等を受け入れる体制の実効性を高めていく必要があります。

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 大規模災害に備えて、広域応援・受援体制に向けた訓練に参加します。また、自衛隊との連携を引き続き図るとともに、海上保安庁との連携の強化を図るなど、防災関係機関との顔の見える関係づくりを進めます。
- 大規模災害発生時において、災害警備活動を迅速かつ的確に実施できるよう、実戦的な災害警備訓練を継続して実施し、災害対処能力の向上を図ります。また、防災関係機関との間での的確な情報共有や活動の調整が行えるよう、引き続き「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」や合同訓練に積極的に参加するとともに、協議した事項について、訓練等により実効性の向上を図るなど、さらなる連携強化を図ります。中部管区警察局内6県警察合同による「中部管区広域緊急援助隊合同訓練」を通して、災害発生時における警察災害派遣隊の災害対処能力の向上や、相互の連携強化に取り組みます。
- 救急救命活動の向上を図るため、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣への支援を行うとともに、救急救命士が実施可能な処置範囲の拡大に対応した講習を実施するほか、消防学校と連携して、県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう指導救命士の養成講習を実施します。
- 地域災害医療対策会議における協議や研修・訓練、災害医療コーディネーターへの研修を通じて、地域における災害医療体制の強化につなげていきます。
- 消防団の充実・強化に向け、引き続き三重県消防協会や市町と連携して消防団入団促進及び消防団等への応援・理解を推進するため、「みえ消防団応援の店」制度等に取り組みます。また、消防団と自主防災組織が連携した取組事例の周知等により、県内への水平展開を図っていきます。自主防災組織の活性化を図るためには、組織の中心となるリーダーの役割が重要であることから、「みえ防災・減災センター」と連携し、県内の自主防災組織の中核を担う人材が防災に関する基礎知識や組織運営をはじめ、消防団との連携に必要な知識を身につけることができるよう、研修内容の充実を図るとともに、「みえの防災大賞」や自主防災組織交流会などの開催により、自主防災活動に対する取組への意欲の向上と優良事例の共有による活動の活性化を図ります。
- 災害対応能力の向上に向けて、南海トラフ地震や内陸直下型地震を想定した県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を実施します。

- 四日市北警察署の建て替え整備を推進するほか、津波浸水被害が予測される警察署や交番・駐在所の災害警備活動拠点としての機能強化に向けて、関係機関と連携した取組を推進します。
- 非常通信ルートの点検を行い、通信ルートを常に有効な状態にするとともに、非常通信訓練を実施します。
- 消防救急デジタル無線（共通波）について、三重県消防救急無線（共通波）運営連絡会への参加を通じて、運用面・技術面の助言等を行います。
- 近隣府県との連携強化を図るため、広域応援・受援体制の訓練に参加します。「協働プラットフォーム」構築のための実践的な訓練等を通じ、市町、社会福祉協議会、NPO等と連携して受援体制を整備していきます。

事前に備えるべき目標	<b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</b>
リスクシナリオ	－ 4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
推進方針	①災害時の石油類燃料の確保 ②災害時の航空燃料の備蓄貯蔵所の整備の促進 ③災害拠点病院での電源確保 ④インフラの整備・保全

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の石油類燃料の確保のため、重要施設における燃料設備のデータベースについて、石油連盟と情報共有を行いました。</li> <li>●航空燃料について円滑かつ的確に届けるため、引き続き備蓄の維持に努めました。</li> <li>●全ての災害拠点病院において自家発電機を保有し、3日分以上の燃料を備蓄していることを確認しました。</li> <li>●道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進めました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、県道水郷公園線の福吉橋等、19橋の耐震化を図りました。道路の維持修繕については、法定点検の結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された70施設（橋梁48施設、トンネル12施設、横断歩道橋10施設）について修繕を行いました。河川整備については、16河川において約1.5kmの整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、平成29年度末の保全人家戸数は18,494戸（保全率26.7%）になりました。ダムの整備については、鳥羽河内ダムの用地取得を行い、工事に着手するとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。海岸堤防の高潮対策については、長島地区海岸ほか17地区海岸において約1.5kmの整備を実施するとともに、耐震対策について約0.5km実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港（大口地区）の岸壁更新に必要な仮配管（L=150m）、宇治山田港（今一色地区）の護岸更新（L=166m）、長島港（江ノ浦大橋）の耐震対策（橋脚補強1基）を実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の石油類燃料として確保した燃料を、災害時に円滑かつ的確に届けるため、石油連盟との連絡・連携体制の強化を図る必要があります。</li> <li>●災害時の空路による救援活動が円滑に実施されるよう、引き続き航空燃料の確保に向けた取組を行う必要があります。</li> <li>●引き続き、3日分以上の燃料を備蓄するとともに、非常時に使用可能なことを確認しておく必要があります。</li> <li>●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電線類の地中化については、主に歩道の整備と併せて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持修繕については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 災害時の石油類燃料として確保した燃料を、災害時に円滑かつ的確に届けるため、石油連盟との関係を強化していきます。
- 航空燃料について円滑かつ的確に届けるため、引き続き備蓄の維持に努めます。
- 災害拠点病院での電源確保について、現地調査を行うことにより状況確認を行います。
- 電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら、橋梁等の耐震対策を推進していきます。道路の維持修繕については、改正道路法に基づく確実な点検の実施と、点検結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された施設について、点検完了後、概ね5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害保全人家戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など18河川で整備を進めます。ダム の 整備 については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図ります。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、城南第一地区海岸ほか13地区海岸において引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港（大口地区）ほか2港湾において引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。

事前に備えるべき目標	<b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</b>
リスクシナリオ	－5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足
推進方針	①一時滞在施設の確保 ②インフラの整備・保全 ③交通渋滞の回避 ④代替輸送手段の確保等 ⑤観光地の防災対策

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害により交通が途絶した際、協定を締結している事業者の店舗が可能な範囲で帰宅困難者への支援を実施する「災害時帰宅支援ステーション」について、取組を広く周知するため、協定事業者にステッカーを配布しました。</li> <li>●道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進めました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、県道水郷公園線の福吉橋等、19 橋の耐震化を図りました。道路の維持修繕については、法定点検の結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された 70 施設（橋梁 48 施設、トンネル 12 施設、横断歩道橋 10 施設）について修繕を行いました。河川整備については、16 河川において約 1.5km の整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、平成 29 年度末の保全人家戸数は 18,494 戸（保全率 26.7%）になりました。ダムの整備については、鳥羽河内ダムの用地取得を行い、工事に着手するとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。海岸堤防の高潮対策については、長島地区海岸ほか 17 地区海岸において約 1.5km の整備を実施するとともに、耐震対策について約 0.5km 実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港（大口地区）の岸壁更新に必要な仮配管（L=150m）、宇治山田港（今一色地区）の護岸更新（L=166m）、長島港（江ノ浦大橋）の耐震対策（橋脚補強 1 基）を実施しました。</li> <li>●信号機が停止した場合を想定し、警察官による交通整理訓練や可搬型発動発電機を使用した訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。</li> <li>●観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、観光防災セミナーを行い、課題解決に向けた検討の場を設けました。また、観光事業者及び観光関係団体の経営者や実務者を主な対象に、リーフレットを用いた意識啓発、専門家等による講義、地元住民と観光客との合同避難訓練などを実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時帰宅支援ステーションの充実に向けて、引き続き、様々な業種の団体等との協定締結を進めていく必要があります。</li> <li>●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電線類の地中化については、主に歩道の整備と併せて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未</li> </ul>

対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持修繕については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。

- 三重県内の約 3,000 箇所信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信号機は 129 箇所の主要交差点しか整備されていないことから、引き続き電源付加装置を有する信号機の整備を推進していく必要があります。
- 引き続き、意識啓発や知識習得等を通して、観光事業者及び関係団体が具体的な取組につなげることで、防災・減災対策をより効果的に県内全域に展開していくことが必要です。

## 2 平成 30 年度取組方向

### 取組方向

- 災害時帰宅支援ステーションの充実に向けて、各部局と連携して、様々な業種の団体と交渉を行い、協定の締結につなげていきます。
- 電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら、橋梁等の耐震対策を推進していきます。道路の維持修繕については、改正道路法に基づく確実な点検の実施と、点検結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された施設について、点検完了後、概ね5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害保全人家戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など18河川で整備を進めます。ダム整備については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図ります。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、城南第一地区海岸ほか13地区海岸において引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港（大口地区）ほか2港湾において引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。
- 停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、信号機へ可搬型発動発電機を接続した復旧訓練を実施します。
- 新たな行動計画に基づき、県内全域での観光防災の主体的な取組を促すため、先進的な取組や優良事例を情報共有するセミナーの開催などを通じて、これまでの観光防災の取組の成果を県内全域へ水平展開します。また、県内観光地の防災・減災対策を一層促進するため、引き続き地域の課題解決に必要な人材の育成や課題検討の場を設置します。

事前に備えるべき目標	<b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</b>
リスクシナリオ	－ 6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺
推進方針	①適切な医療機能の提供 ②介護保険施設の相互支援協定の締結促進 ③インフラの着実な整備・保全 ④交通渋滞の回避

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全ての災害拠点病院において、3日分以上の自家発電機の燃料や食料、飲料水を備蓄するとともに、災害時に備え関係団体等と訓練を実施しました。</li> <li>●第7期介護保険事業支援計画「みえ高齢者元気・かがやきプラン」を策定し、同計画において施設間の相互協定締結促進を位置づけ、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に対して周知を行い、引き続き協定に向けての働きかけを行っていくこととしました。</li> <li>●大規模災害時に県民の命を守るため、高規格幹線道路等の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。近畿自動車道紀勢線については、「近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム」を設置し、熊野道路・新宮紀宝道路の用地買収を鋭意進め、紀勢線の早期整備に取り組みました。直轄国道については、国道42号松阪多気バイパスが全線開通するなど整備促進が図られました。また、地域高規格道路等の県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進した結果、第1次緊急輸送道路に指定されている国道167号鶴方磯部バイパスにおいて約3.4kmを供用し全線開通したほか、第2次緊急輸送道路に指定されている国道477号（四日市拡幅）において約0.7kmを供用しました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、県道水郷公園線の福吉橋等、19橋の耐震化を図りました。大規模災害が発生した場合に、電柱倒壊が緊急車両の円滑な通行や県民の迅速な避難に支障とならないよう、県が管理する緊急輸送道路を対象に、新たな電柱の占用を原則として禁止する措置を3月から開始しました。</li> <li>●信号機が停止した場合を想定し、警察官による交通整理訓練や可搬型発動発電機を使用した訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災後、病院が早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の整備を行う必要があります。</li> <li>●災害時における介護保険施設入所者の安全確保に向けては、各地域において相互支援協定が締結されるとともに、地域を越えた支援ができるような体制を検討する必要があります。</li> <li>●大規模自然災害の発生が懸念される中、高規格幹線道路等の未事業化区間の存在などの課題が残っていることから、さらなる整備促進とともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけるほか、県管理道路の効率的・効果的な整備を進める必要があります。また、緊急輸送道路上の耐震未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に耐震化を進めていく必要があります。</li> </ul>

- 三重県内の約 3,000 箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信号機は 129 箇所の主要交差点しか整備されていないことから、引き続き電源付加装置を有する信号機の整備を推進していく必要があります。

## 2 平成 30 年度の実施方針

### 実施方針

- 業務継続計画（BCP）の必要性や内容について病院に理解してもらうための研修を実施し、災害拠点病院等における業務継続計画（BCP）の整備を促進します。
- 介護保険施設の相互協定の締結促進に向けて、新たな協定地域の把握に努め、協定の締結を検討している地域に対し必要な支援を行うとともに、地域を越えた支援ができるような体制づくりの検討を行います。
- 大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路及び新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス及び桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）等の直轄国道の整備促進を図るとともに、鈴鹿四日市道路や近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。県管理道路については、高規格幹線道路及び直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備を行うとともに、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を用いて、整備を推進します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。
- 停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、信号機へ可搬型発動発電機を接続した復旧訓練を実施します。



事前に備えるべき目標	<b>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</b>
リスクシナリオ	－ 7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
推進方針	①感染症の発生・まん延防止 ②下水を速やかに排除、処理するための体制の構築 ③下水道施設の耐震化

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症予防を普及啓発する人材育成の一環として、学校、幼稚園、保育所、高齢者施設等の職員を対象に研修会を開催しました。また、「三重県公衆衛生審議会予防接種部会」を開催し、予防接種の推進や接種率の向上に向けて検討を行うとともに、予防接種センターにおいて医療相談や情報提供、接種困難事例への対応を行いました（接種人数：1,041人、相談件数：671人）。さらに、エボラ出血熱や新型インフルエンザ等のように発生すれば社会的影響の大きい感染症への備えとして、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への補助、防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、更新を行いました。感染症発生時に迅速に対応できるよう、関係機関との実働訓練、患者移送のための消防本部との協定締結を進めました。</li> <li>●平成 27 年度末に県内全ての流域下水道終末処理場の業務継続計画（BCP）の策定が終了したことから、平成 29 年度は当該BCPの内容見直しや「BCP連絡調整会議」を開催し、関連機関へ当該BCPの内容説明を行いました。</li> <li>●マンホール本体の耐震補強の必要性を北部処理区で 20 箇所、南部処理区で 5 箇所、松阪処理区で 15 箇所、合計 40 箇所を検討しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症予防に関する普及啓発、人材育成を進めていく必要があります。さらに、予防接種センターや健康被害救済制度を活用し、県民が安心して予防接種を受けられる体制を維持していく必要があります。また、エボラ出血熱や新型インフルエンザ等、社会的影響の大きい感染症の発生に備え、設備整備への補助、備蓄、関係機関との訓練等を進めていく必要があります。また、結核患者数は横ばいであり、高齢者や外国人への支援を充実する必要があります。</li> <li>●業務継続計画（BCP）は策定後も継続的に改善していくことが重要であることから、定期的な見直し等によるさらなる精度向上を図っていく必要があります。</li> <li>●マンホール本体の耐震補強の必要性について検討した結果、北部処理区で 11 箇所、松阪処理区で 6 箇所、合計 17 箇所マンホール本体の耐震補強が必要と判断されたため、その対策を行う必要があります。また、北部処理区で 2 箇所、南部処理区で 2 箇所、合計 4 箇所マンホール浮上防止対策が必要なことが判明したため、その対策を行う必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 感染症予防に関する普及啓発、人材育成を進めていきます。さらに、予防接種センターの設置を継続し、県民が安心して予防接種を受けられる体制を維持していきます。また、エボラ出血熱や新型インフルエンザ等、社会的影響の大きい感染症の発生に備え、設備整備への補助、備蓄、関係機関との訓練等を進め、結核については高齢者や外国人への知識の普及啓発、結核病床の維持・確保等、結核医療体制の整備を進めていきます。
- 策定した業務継続計画（BCP）のさらなる精度向上を図るため、引き続き関係機関において意見交換や訓練等を実施し、実効性の向上に向けた計画の修正等を継続して行っています。
- 対策を要するマンホールの耐震補強及び浮上防止対策について、実施方針の検討を行います。

事前に備えるべき目標	<b>3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</b>
リスクシナリオ	ー 1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
推進方針	①被災による機能低下の回避 ②交通渋滞・交通事故の回避

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三重県警察業務継続計画（三重県警察BCP）」について、被災による業務機能低下を回避するため、6月に計画の見直しを行いました。また、津波浸水被害が予測される四日市北警察署の建て替え整備計画を推進しました。</li> <li>●信号機が停止した場合を想定し、警察官による交通整理訓練や可搬型発動発電機を使用した訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害発生時においても、治安及び県民生活に重大な影響を及ぼさないよう、「三重県警察業務継続計画（三重県警察BCP）」を継続的に見直していく必要があります。</li> <li>●三重県内の約 3,000 箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信号機は 129 箇所の主要交差点しか整備されていないことから、引き続き電源付加装置を有する信号機の整備を推進していく必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度 of 取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害情勢や各種訓練における検証結果等を踏まえ、「三重県警察業務継続計画（三重県警察BCP）」の見直しに向けた取組を推進します。また、四日市北警察署の建て替え整備を推進するほか、津波浸水被害が予測される警察署や交番・駐在所の災害警備活動拠点としての機能強化に向けて、関係機関と連携した取組を推進します。</li> <li>●停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を推進するとともに、信号機へ可搬型発動発電機を接続した復旧訓練を実施します。</li> </ul>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事前に備えるべき目標	<b>3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</b>
リスクシナリオ	－ 2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
推進方針	○交通渋滞・交通事故の回避

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<p>●信号機が停止した場合を想定し、警察官による交通整理訓練や可搬型発動発電機を使用した訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。</p>
今後の課題	<p>●三重県内の約 3,000 箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信号機は 129 箇所の主要交差点しか整備されていないことから、引き続き電源付加装置を有する信号機の整備を推進していく必要があります。</p>

## 2 平成 30 年度 of 取組方向

取組方向	<p>●停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、信号機へ可搬型発動発電機を接続した復旧訓練を実施します。</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事前に備えるべき目標	<b>3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</b>
リスクシナリオ	－ 3 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
推進方針	①災害対策本部の体制整備等 ②三重県業務継続計画(BCP)の策定 ③学校の耐震化、学校施設における非構造部材の耐震対策 ④警察施設、消防施設の耐震化等 ⑤避難所での電力の確保 ⑥周辺インフラの整備・保全

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三重県広域受援計画」の策定に併せて、他県からの人的支援の調整を担う「応援・受援班」の新設や、災害対策本部の各部隊の活動要領の作成を行うなど、「三重県災害対策本部運営要領」を改正しました。</li> <li>●行政機関の機能低下を回避するため、「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、災害発生時の優先業務を継続的に見直すため、各部局において検証を行いました。</li> <li>●県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、10校17棟の対策工事と、17校32棟の対策工事に係る設計を実施しました。また、公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、3市14棟の対策が完了しました。</li> <li>●警察本部庁舎や県内の警察署は、これまでに建て替え整備や耐震補強工事を実施し、耐震基準を満たす構造となっています。また、津波浸水被害が予測される四日市北警察署の建て替え整備計画を推進しました。</li> <li>●大規模災害発生時における避難所での電源の確保を図るため、市町が実施する停電時に避難所で活用される非常用発電機の整備に対して補助を実施しました。</li> <li>●道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進めました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、県道水郷公園線の福吉橋等、19橋の耐震化を図りました。道路の維持修繕については、法定点検の結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された70施設（橋梁48施設、トンネル12施設、横断歩道橋10施設）について修繕を行いました。河川整備については、16河川において約1.5kmの整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、平成29年度末の保全人家戸数は18,494戸（保全率26.7%）になりました。ダム の整備については、鳥羽河内ダムの用地取得を行い、工事に着手するとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。海岸堤防の高潮対策については、長島地区海岸ほか17地区海岸において約1.5kmの整備を実施するとともに、耐震対策について約0.5km実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港（大口地区）の岸壁更新に必要な仮配管（L=150m）、宇治山田港（今一色地区）の護岸更新（L=166m）、長島港（江ノ浦大橋）の耐震対策（橋脚補強1基）を実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様々な訓練等を通して、「三重県災害対策本部運営要領」に即した行動ができるよう推進していく必要があります。</li> </ul>

- 「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、組織の改編や業務内容の変更を踏まえ、継続的な更新を進める必要があります。
- 県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、全ての屋内運動場等の対策完了に向け、着実に取組を進める必要があります。また、公立小中学校について、引き続き天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策を促進する必要があります。
- 警察署や交番・駐在所は、災害警備活動や治安維持活動の拠点となるなど、あらゆる警察事象に対応する必要があることから、津波浸水被害や地震による倒壊が予測される警察署や交番・駐在所はもとより、老朽化、狭隘化、事件・事故の発生状況等の地域情勢を十分考慮し、総合的に判断したうえで整備する必要があります。
- 避難者が安全・安心な避難所生活を送ることができる環境を整備するために、より一層、避難所における電源の確保をはじめ、避難所の機能強化を図っていく必要があります。
- インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電線類の地中化については、主に歩道の整備と併せて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持修繕については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。

## 2 平成30年度を取組方向

### 取組方向

- 「三重県災害対策本部運営要領」に即した行動ができるよう、引き続き様々な訓練等を通して習熟を図っていきます。
- 「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、引き続き各部局における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。
- 県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、平成31（2019）年度末に全棟の対策工事が完了するよう、計画的に取組を進めます。また、公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策について、引き続き市町等教育委員会に国の財政的支援制度などの情報提供を積極的に行うとともに、財政的支援制度が拡充されるよう国に対して要望していきます。
- 四日市北警察署の建て替え整備を推進するほか、津波浸水被害が予測される警察署や交番・駐在所の災害警備活動拠点としての機能強化に向けて、関係機関と連携した取組を推進します。
- 避難所における電力の確保について、地域減災力強化推進補助金により、避難所の環境整備に資する補助メニューとして、防災・減災に向けた市町の積極的な取組を支援していきます。
- 電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら、橋梁等の耐震対策を推進していきます。道路の維持修繕については、改正道路法に基づく確実な点検の実施と、点検結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された施設について、点検完了後、概ね5年以内に修繕していきます。

土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害保全人家戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など18河川で整備を進めます。ダム整備については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図ります。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、城南第一地区海岸ほか13地区海岸において引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港（大口地区）ほか2港湾において引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。

事前に備えるべき目標	<b>4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</b>
リスクシナリオ	－ 1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
推進方針	①長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持 ②インフラの整備・保全 ③警察の情報通信システム基盤の耐災害性向上

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時における非常通信を確保するため、市町から県への非常通信ルートとして利用可能な通信ルートの見直しを行うとともに、非常通信訓練を実施しました。</li> <li>●道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進めました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、県道水郷公園線の福吉橋等、19 橋の耐震化を図りました。道路の維持修繕については、法定点検の結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された 70 施設（橋梁 48 施設、トンネル 12 施設、横断歩道橋 10 施設）について修繕を行いました。河川整備については、16 河川において約 1.5km の整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、平成 29 年度末の保全人家戸数は 18,494 戸（保全率 26.7%）になりました。ダム の整備については、鳥羽河内ダムの用地取得を行い、工事に着手するとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。海岸堤防の高潮対策については、長島地区海岸ほか 17 地区海岸において約 1.5km の整備を実施するとともに、耐震対策について約 0.5km 実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港（大口地区）の岸壁更新に必要な仮配管（L=150m）、宇治山田港（今一色地区）の護岸更新（L=166m）、長島港（江ノ浦大橋）の耐震対策（橋脚補強 1 基）を実施しました。</li> <li>●災害発生時における警察無線通信機能を確保するため、8 警察署へ配備されている衛星携帯電話について、その取扱いに関する教養及び訓練を実施しました。また、非常時における警察電話、警察無線等の警察通信を確保するため、警察学校を本部代替施設とする代替通信手段の訓練を実施しました。さらに、落雷対策として、警察無線中継所（1 か所）及び警察署（3 か所）に耐雷機器を新たに設置しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●非常通信ルートの点検を行い、常に有効な状態にしておく必要があります。また、非常時に利用可能なルートを把握しておくため、訓練を行う必要があります。</li> <li>●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電線類の地中化については、主に歩道の整備と併せて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持修繕については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。</li> <li>●今後、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されることから、「大規模災害発生時対応マニュアル」及び「警察署災害発生時マニュアル」に基づき、110 番迂回措置訓練や代替施設設置訓練等を継続的に実施し、練度を高める必要があります。また、警察無線中継所に対する停電対策及び落雷対策を継続し、警察通信施設の耐災害性を向上させる必要があります。</li> </ul>



## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 非常通信ルートの点検を行い、通信ルートを常に有効な状態にするとともに、非常通信訓練を実施します。
- 電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら、橋梁等の耐震対策を推進していきます。道路の維持修繕については、改正道路法に基づく確実な点検の実施と、点検結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された施設について、点検完了後、概ね5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害保全人家戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など18河川で整備を進めます。ダム の 整備 については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図ります。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、城南第一地区海岸ほか13地区海岸において引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港（大口地区）ほか2港湾において引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。
- 三重県情報通信部との連携を強化し、非常時における警察電話、警察無線等の警察情報システムの機能維持を図ります。また、南海トラフ巨大地震の発生を想定し、「大規模災害発生時対応マニュアル」及び「警察署災害発生時マニュアル」に基づき、災害警備本部設置訓練や代替通信手段の訓練等を実施します。さらに、警察無線中継所に対する停電対策及び落雷対策を実施し、警察通信施設の耐災害性を向上させます。

事前に備えるべき目標	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
リスクシナリオ	ー 2 災害情報が必要な者に伝達できない事態
推進方針	○情報提供手段の整備

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象情報・災害情報等を収集し、地図を活用したホームページでの情報提供やメール配信及び SNS（ツイッター）による気象情報の提供を行う新しい防災情報プラットフォームの運用を開始しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な災害情報の提供に向けて、引き続き県民にわかりやすい情報の提供を行う必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度 of 取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な災害情報を提供するため、地図等を活用して災害情報や避難所開設情報等を県民にわかりやすく提供していきます。</li> </ul>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事前に備えるべき目標	<b>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</b>
リスクシナリオ	－1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
推進方針	①企業における業務継続計画(BCP)策定の促進 ②インフラの整備・保全

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務継続計画（BCP）の策定について、「みえ企業等防災ネットワーク」に「BCP普及分科会」を設け、計画の策定を希望する企業に対して必要な支援を行いました。</li> <li>●道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進めました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、県道水郷公園線の福吉橋等、19 橋の耐震化を図りました。道路の維持修繕については、法定点検の結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された 70 施設（橋梁 48 施設、トンネル 12 施設、横断歩道橋 10 施設）について修繕を行いました。河川整備については、16 河川において約 1.5km の整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、平成 29 年度末の保全人家戸数は 18,494 戸（保全率 26.7%）になりました。ダムの整備については、鳥羽河内ダムの用地取得を行い、工事に着手するとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。海岸堤防の高潮対策については、長島地区海岸ほか 17 地区海岸において約 1.5km の整備を実施するとともに、耐震対策について約 0.5km 実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港（大口地区）の岸壁更新に必要な仮配管（L=150m）、宇治山田港（今一色地区）の護岸更新（L=166m）、長島港（江ノ浦大橋）の耐震対策（橋脚補強 1 基）を実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務継続計画（BCP）について、「みえ防災・減災センター」や「みえ企業等防災ネットワーク」と連携しながら、計画の策定の目的や必要性について、企業に対して啓発を行うとともに、具体的な取組への支援を行っていく必要があります。</li> <li>●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電線類の地中化については、主に歩道の整備と併せて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持修繕については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度を取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務継続計画（BCP）策定の促進に向けた啓発活動を行うとともに、取組を行う企業への支援を実施していきます。</li> <li>●電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業</li> </ul>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を進めていきます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら、橋梁等の耐震対策を推進していきます。道路の維持修繕については、改正道路法に基づく確実な点検を実施するとともに、点検結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された施設について、点検完了後、概ね5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害保全人家戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など18河川で整備を進めます。ダムの整備については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図ります。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、城南第一地区海岸ほか13地区海岸において引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港（大口地区）ほか2港湾において引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。

事前に備えるべき目標	<b>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</b>
リスクシナリオ	－2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
推進方針	①企業における業務継続計画(BCP)策定の促進 ②燃料供給ルート(陸路)の確保 ③燃料供給ルート(空路・海路)の確保 ④コンビナート防災訓練の実施

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務継続計画（BCP）の策定について、「みえ企業等防災ネットワーク」に「BCP普及分科会」を設け、計画の策定を希望する企業に対して必要な支援を行いました。</li> <li>●災害が発生した際に、速やかに応急復旧工事や道路啓開が行えるよう、三重県建設業協会本部と締結した「地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定」並びに建設事務所及び流域下水道事務所と協会支部の間で締結した「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づき、相互の連絡系統を継続して共有しました。また、大規模災害時に県民の命を守るため、高規格幹線道路等の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。近畿自動車道紀勢線については、「近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム」を設置し、熊野道路・新宮紀宝道路の用地買収を鋭意進め、紀勢線の早期整備に取り組みました。直轄国道については、国道 42 号松阪多気バイパスが全線開通するなど整備促進が図られました。地域高規格道路等の県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進した結果、第 1 次緊急輸送道路に指定されている国道 167 号鶴方磯部バイパスにおいて約 3.4km を供用したことにより全線開通したほか、第 2 次緊急輸送道路に指定されている国道 477 号（四日市拡幅）において約 0.7km を供用しました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、県道水郷公園線の福吉橋等、19 橋の耐震化を図りました。大規模災害が発生した場合に、電柱倒壊が緊急車両の円滑な通行や県民の迅速な避難に支障とならないよう、県が管理する緊急輸送道路を対象に、新たな電柱の占用を原則として禁止する措置を 3 月から開始しました。</li> <li>●今年度策定した「三重県広域受援計画」に「緊急輸送ルートの確保に関する計画」を定め、海路による緊急輸送ルートや航路啓開活動、海上輸送拠点などについて記載しました。</li> <li>●緊急時における物資輸送拠点とするため、粘り強い構造を有する施設は 3 漁港のうち、完了していない 1 漁港の整備を進めました。</li> <li>●コンビナート防災対策について、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進するとともに、保安に係る人材育成を支援する「産業安全塾」などの研修を実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務継続計画（BCP）について、「みえ防災・減災センター」や「みえ企業等防災ネットワーク」と連携しながら、計画の策定の目的や必要性について、企業に対し啓発を行うとともに、具体的な取組への支援を行っていく必要があります。</li> <li>●発災時に迅速な道路啓開を展開するため、国・県・建設企業が連携した情報伝達訓練に今後も継続して取り組む必要があるとともに、建設事務所及び流域下水道事務所と協会支部においては、「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づく訓練や研修を実施し、相互の連絡</li> </ul>

系統を継続して共有しておく必要があります。また、大規模自然災害の発生が懸念される中、高規格幹線道路等の未事業化区間の存在などの課題が残っていることから、さらなる整備促進とともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかける必要があります。あわせて、県管理道路の効率的・効果的な整備を進める必要があるほか、緊急輸送道路上の耐震未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に耐震化を進めていく必要があります。

- 緊急時の物資輸送拠点や漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設を早期に整備する必要があります。
- 今後は「三重県広域受援計画」に定めた各行動の実効性を高めていく必要があります。
- コンビナート防災対策について、人材育成の支援などによりコンビナート事業者の防災対策を促進する必要があります。

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 業務継続計画（BCP）策定の促進に向けた啓発活動を行うとともに、取組を行う企業への支援を実施していきます。
- 道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた情報伝達訓練を継続して実施するとともに、応急復旧に向けた態勢を確保するため、建設事務所及び流域下水道事務所と協会支部において、「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づく訓練や研修を実施します。また、大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路及び新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス及び桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）等の直轄国道の整備促進を図るとともに、鈴鹿四日市道路や近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。県管理道路については、高規格幹線道路及び直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備を行うとともに、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を用いて、整備を推進します。新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。
- 耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設の整備や漁港業務継続計画（漁港BCP）の策定を進めるとともに、漁港及び背後集落の被害軽減に取り組みます。
- 訓練等の様々な機会を通して、「三重県広域受援計画」に定めた各行動の実効性を高めていきます。
- コンビナート防災対策について、引き続き「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進します。

事前に備えるべき目標	<b>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</b>
リスクシナリオ	－3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
推進方針	①三重県石油コンビナート等防災計画の見直し ②コンビナート設備の耐震化 ③石油タンクの耐震改修の促進 ④高圧ガス設備の耐震改修促進 ⑤コンビナート周辺対策 ⑥コンビナート災害に備えた訓練の実施

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三重県石油コンビナート等防災計画」について、実情に応じた時点修正を行いました。</li> <li>●コンビナート事業者を対象とした研修等において耐震化の必要性について啓発を行いました。また、四日市地区1号地（末広町）の海岸保全施設に関する測量調査に着手しました。</li> <li>●石油タンク設備を設置しているコンビナート事業者に対して、当該設備の耐震診断及び耐震性向上を行うよう指導しました。</li> <li>●高圧ガス設備を設置しているコンビナート事業者に対して、当該設備の耐震診断及び耐震性向上を行うよう指導しました。</li> <li>●9月及び2月に実施した図上訓練において、「三重県石油コンビナート等防災計画」の内容を検証しました。</li> <li>●9月に四日市臨海地区で実施されたコンビナート防災訓練に参加しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三重県石油コンビナート等防災計画」の災害予防計画について、コンビナート事業者への継続的な周知及び対応を促す必要があります。石油タンク及び高圧ガス設備を設置する事業者に対し、耐震への対応について指導を行う必要があります。</li> <li>●石油タンク設備を設置しているコンビナート事業者に対して、耐震化の必要性について継続的に啓発及び指導を行う必要があります。また、四日市港管理組合が所管する海岸保全施設（約 21.7km）のうち、要対策延長約 17.1km（民有護岸含む）の整備には、莫大な費用・時間及び技術を要するため、国庫補助制度の採択要件や現場条件などを総合的に勘案しながら、順次着手する必要があります。</li> <li>●高圧ガス設備を設置しているコンビナート事業者に対して、耐震化の必要性について継続的に啓発及び指導を行う必要があります。</li> <li>●コンビナート周辺地域を含めた防災対策の向上について、関係機関との連携をより密にする必要があります。</li> <li>●コンビナート災害に備えた訓練を実施し、関係機関との連携をより一層緊密にする必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 「三重県石油コンビナート等防災計画」について、継続的な見直しを実施します。
- 海岸保全施設の耐震・耐津波対策を進めるため、予算の確保に努めるとともに、関係機関への働きかけを行います。また、四日市地区 1 号地（末広町）の海岸保全施設に関する耐震・耐津波対策の工法を検討します。
- 石油タンク設備の耐震性向上について、コンビナート事業者に対して関係機関と連携した啓発・指導を行います。
- 高圧ガス設備の耐震性向上について、コンビナート事業者に対して関係機関と連携した啓発・指導を行います。
- コンビナート周辺地域を含めた防災対策について、関係機関との連携を強化します。
- コンビナート災害に備え、関係機関との各種訓練に参加していきます。



事前に備えるべき目標	<b>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</b>
リスクシナリオ	－ 4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
推進方針	①発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備 ②港湾機能継続計画(港湾BCP)等の策定 ③輸送機関相互の連携・代替性の確保 ④鉄道施設や港湾施設等の耐震対策などの推進 ⑤リニア中央新幹線の整備促進

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害時に県民の命を守るため、高規格幹線道路等の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。近畿自動車道紀勢線については、「近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム」を設置し、熊野道路・新宮紀宝道路の用地買収を鋭意進め、紀勢線の早期整備に取り組みました。直轄国道については、国道 42 号松阪多気バイパスが全線開通するなど整備促進が図られました。また、地域高規格道路等の県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進した結果、第 1 次緊急輸送道路に指定されている国道 167 号鶴方磯部バイパスにおいて約 3.4km を供用し全線開通したほか、第 2 次緊急輸送道路に指定されている国道 477 号（四日市拡幅）において約 0.7km を供用しました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、県道水郷公園線の福吉橋等、19 橋の耐震化を図りました。大規模災害が発生した場合に、電柱倒壊が緊急車両の円滑な通行や県民の迅速な避難に支障とならないよう、県が管理する緊急輸送道路を対象に、新たな電柱の占用を原則として禁止する措置を 3 月から開始しました。</li> <li>●1 月に開催した「四日市港 B C P 協議会」において、共有すべき情報や協力体制、改善すべき課題などについて、意見交換や協議を行ったほか、新たに国の 2 機関（入国管理局、動物検疫所）が同協議会に参画しました。災害協定団体や国・県・市との情報伝達訓練を実施するとともに、国・県及び他港が実施する図上訓練や実働訓練に参加し、復旧活動に関係する他機関との連携体制を確認しました。応急復旧を担う災害協定団体との情報伝達について、確実に実施できる体制を構築するため、M C A 無線機を配備し、災害復旧体制の強化を図りました。津松阪港及び尾鷲港で策定した港湾 B C P の実効性を高めるため、各港湾の B C P に基づく情報伝達訓練を実施しました。大規模地震被災時の漁港施設の早期復旧と利用者の安全確保を図るため、平成 27 年度に策定した「漁港 B C P 策定マニュアル」をもとに、漁港業務継続計画（漁港 B C P）を 3 漁港で策定しました。</li> <li>●港湾施設について、津松阪港（大口地区）の岸壁更新に必要な仮配管（L=150m）、宇治山田港（今一色地区）の護岸更新（L=166m）、長島港（江ノ浦大橋）の耐震対策（橋脚補強 1 基）を実施しました。</li> <li>●リニア中央新幹線について、「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」において継続的に東京・名古屋間工事の進捗を把握するとともに、三重・奈良・大阪ルート及び中間駅位置の早期確定、名古屋・大阪間の円滑な着工に向け、新たに「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」を結成し、J R 東海との連携活動等に着手しました。</li> </ul>
----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 今後の課題

- 大規模自然災害の発生が懸念される中、高規格幹線道路等の未事業化区間の存在などの課題が残っていることから、さらなる整備促進とともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけるほか、県管理道路の効率的・効果的な整備を進める必要があります。また、緊急輸送道路上の耐震未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に耐震化を進めていく必要があります。
- 非常時に各構成員との確実な情報伝達を行うため、複数の通信手段の確保が必要です。伊勢湾内の個別の港湾BCPが単独では機能しないことが想定されることから、「四日市港BCP」と「伊勢湾BCP」のさらなる連携強化が必要です。津松阪港及び尾鷲港において、国で検討されている「伊勢湾BCP実行要領」を参考に、発災時における各港湾BCPの実行要領の検討を進めます。また、策定した「漁港BCP策定マニュアル」を活用し、県管理漁港の漁港業務継続計画（漁港BCP）の策定に取り組むとともに、市町管理漁港の漁港業務継続計画（漁港BCP）の策定を促進していく必要があります。
- 大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した代替機能等の確保について、現状の対策の適否について、検証を継続する必要があります。
- 鉄道事業者の施設の耐震化等の安全対策を促進するため、必要な事業費等の確保を図る必要があります。港湾施設の老朽化対策や耐震対策については、効果的かつ効率的に整備を進めていく必要があります。
- リニア中央新幹線について、引き続き三重・奈良・大阪ルート及び中間駅位置の早期確定、名古屋・大阪間の円滑な着工に向けた取組を着実に進めていく必要があります。

## 2 平成30年度の取組方向

### 取組方向

- 大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路及び新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス及び桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）等の直轄国道の整備促進を図るとともに、鈴鹿四日市道路や近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。県管理道路については、高規格幹線道路及び直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備を行うとともに、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を用いて、整備を推進します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。
- 「四日市港BCP」で定める事前対策の一つである各構成員との通信手段の確保のため、引き続き衛星電話や他の通信機器の普及を働きかけていきます。大規模・広域災害に対応するため、「伊勢湾BCP」と「四日市港BCP」が連携した訓練を定期的の実施し、連携強化につなげていきます。5月に県が実施する活動実験や、11月に国が実施する大規模津波防災総合訓練に参加し、

防災関係機関との緊密な連携や災害時の迅速な復旧活動につなげていきます。また、津松阪港及び尾鷲港で策定した港湾BCPにおいて、訓練の実施など実効性を高める取組を関係機関と連携しながら進めます。さらに、「漁港BCP策定マニュアル」を活用し、県管理の3漁港で「漁港BCP」の策定に取り組むとともに、「漁港BCP策定マニュアル」の市町への普及等を通じて、市町管理漁港での「漁港BCP」の策定を促進していきます。また、「漁港BCP」を策定済みの7漁港において、勉強会や訓練の実施など「漁港BCP」の実効性を高める取組を関係機関と連携しながら進めていきます。

- 大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した代替機能等の確保について、対策変更の必要性が生じた場合は、地域防災計画の修正を含め、適切に対応します。
- 鉄道施設の耐震化を促進して安全確保を図るため、近鉄名古屋線（新正一海山道間）の落橋防止対策事業を支援することとしています。また、交通施設の耐震化に資する国の支援策の強化等を求めています。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港（大口地区）ほか2港湾において、引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。
- リニア中央新幹線について、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」や「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」などによる一日も早い全線開業に向けた取組を進めます。

事前に備えるべき目標	<b>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</b>
リスクシナリオ	－5 食料等の安定供給の停滞
推進方針	①食品産業事業者等の業務継続計画(BCP)の策定 ②食品産業や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力体制の拡大 ③農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化 ④三重県農業版BCPの策定

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務継続計画（BCP）の策定について、「みえ企業等防災ネットワーク」に設けた「BCP普及分科会」と連携し、計画の策定を希望する企業に対して必要な支援を行いました。</li> <li>●災害時における広域連携・支援体制の確立に向けて、三重県が「災害発生に際し生活必需物資等の調達及び供給に関する協定」を締結する事業者に対して、発災時の情報伝達先となる連絡先を確認しました。</li> <li>●緊急時における物資輸送拠点とするため、粘り強い構造を有する施設は3漁港のうち、完了していない1漁港の整備を進めました。大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、農地海岸2地区（ゲート改修等）、漁港海岸3地区（L=48m）において堤防の改修等を進めました。避難路として利用可能となる農道12箇所のうち、整備が完了していない1箇所について整備を進めました。</li> <li>●各農業関係団体の土地改良施設等における業務継続計画（BCP）の策定を支援し、県内3組織において土地改良施設等の業務継続計画（BCP）が策定されました（累計13組織）。また、新たに土地改良施設等で策定された業務継続計画（BCP）の内容を検証するため、県内1地区において演習型図上訓練を実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務継続計画（BCP）について、「みえ防災・減災センター」や「みえ企業等防災ネットワーク」と連携しながら、計画の策定の目的や必要性について、企業に対して啓発を行うとともに、具体的な取組への支援を行っていく必要があります。</li> <li>●災害時における広域連携・支援体制の確立に向けて、引き続き「災害発生に際し生活必需物資等の調達及び供給に関する協定」を締結する関連産業事業者との連携を図る必要があります。また、発災時、「災害発生に際し生活必需物資等の調達及び供給に関する協定」を締結している企業や団体との間で、県からの要請に基づいて救援物資等の調達及び供給体制が構築できるよう、関係強化に取り組む必要があります。</li> <li>●海岸堤防等の整備・耐震化等については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。また、避難路としての農道や林道等の道路整備を進めていく必要があります。緊急時の物資輸送拠点や漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設を早期に整備する必要があります。</li> <li>●農業関係者の防災意識の向上を図るとともに、土地改良施設や農業共同利用施設等における業務継続計画（BCP）の策定を進める必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 業務継続計画（BCP）策定の促進に向けた啓発活動を行うとともに、取組を行う企業への支援を実施していきます。
- 災害時の広域連携・支援体制の確立に向けて、「災害発生に際し生活必需物資等の調達及び供給に関する協定」の締結企業等に対して、救援物資等の調達可能数量調査の実施や企業訪問等の情報交換を行い、連携強化に取り組めます。
- 耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設の整備や漁港業務継続計画（漁港BCP）の策定を進めるとともに、漁港及び背後集落の被害軽減に取り組めます。また、農地海岸3地区、漁港海岸3地区において、堤防の改修等の整備を進めます。整備が完了していない農道1箇所について、早期に整備を推進します。
- 県内各地区における説明会等の開催を通じ、「三重県農業版BCP」の普及啓発を行い、県内農業関係者の防災意識の向上を図ります。また、各農業関係団体の土地改良施設や共同利用施設等における業務継続計画（BCP）の策定を支援します。

事前に備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ	ー 1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
推進方針	①発電所・送電線網等の災害対応力の強化 ②石油タンクの耐震改修の促進 ③港湾機能継続計画(港湾BCP)の策定 ④エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施 ⑤自立・分散型エネルギーの導入促進

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発電所や送電線網を所有する電力事業者等が参画した「三重県ライフライン企業等連絡会議」を開催し、現在の防災・減災対策に関する意見交換や県の取組についての周知を行いました。</li> <li>●コンビナート防災対策について、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、石油タンク耐震化の必要性などコンビナート事業者の防災対策を促進するとともに、保安に係る人材育成を支援する「産業安全塾」などの研修を実施しました。石油コンビナートの強靱化等に係る国や自治体の取組について、「全国石油コンビナート立地道府県協議会」等において情報共有を行うとともに、同協議会を通じて、国に対して提案・要望活動を行いました。また、四日市コンビナートの強靱化に係るセミナーを開催するとともに、平成 29 年度から平成 31（2019）年度の 3 ヶ年で実施する「四日市コンビナートBCP強化緊急対策事業」により、企業が取り組む耐震化工事等を支援しています。</li> <li>●1月に開催した「四日市港BCP協議会」において、共有すべき情報や協力体制、改善すべき課題などについて、意見交換や協議を行いました。</li> <li>●災害協定団体や国・県・市との情報伝達訓練を実施するとともに、国・県及び他港が実施する図上訓練や実働訓練に参加し、復旧活動に関係する他機関との連携体制を確認しました。</li> <li>●自立・分散型エネルギーに関して、松阪市では木質バイオマス発電所の運転が開始されました。また、地域でのトラブル事案が発生している大規模な太陽光発電施設の設置に関しては、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を策定し、計画段階から地域住民、市町、県に情報が提供され、設計、施工、運用、廃止の各段階で地域との調和が図られるように事業者の遵守事項を定めるなど、適切に事業が実施されるよう努めました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電力事業者に対し、様々な災害に対応した対策の必要性について、引き続き啓発を行う必要があります。</li> <li>●コンビナート防災対策について、石油タンク耐震化の必要性などコンビナート事業者の防災対策を促進する必要があります。</li> <li>●緊急物資の輸送活動や災害応急対策活動に必要な不可欠な燃油供給のための具体的な対策を「四日市港BCP」に反映させるとともに、「四日市港BCP」と「伊勢湾BCP」の連携強化が必要です。</li> </ul>

- 非常時に燃油企業との確実な情報伝達を行うため、複数の通信手段を確保する必要があります。また、エネルギーや高度部材を供給する四日市コンビナートの強靱化等に取り組む必要があります。
- 「三重県新エネルギービジョン」の取組方向に基づき、家庭や事業所の屋根等に設置する自家消費型の太陽光発電などの新エネルギーの導入を進め、自立・分散型エネルギーの導入促進を図ることが必要です。

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 電力事業者に対して、引き続き災害対応に向けた対策の必要性について啓発を実施します。
- コンビナート防災対策について、引き続き「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、石油タンク耐震化の必要性を含めたコンビナート事業者の防災対策を促進します。四日市コンビナートの強靱化等に向けて、四日市市と連携して、企業ニーズを把握するとともに、「全国石油コンビナート立地道府県協議会」を通じ、国への提案・要望活動を行います。また、事業継続計画（BCP）等に基づく強靱化対策関連事業を支援します。
- 製油所に接続する道路や航路の啓開体制など、燃油供給に係る具体的な対策について、「四日市港BCP」に反映するとともに、「伊勢湾BCP」と「四日市港BCP」が連携した訓練を定期的実施し、連携強化につなげていきます。
- 燃油企業との通信手段の確保のため、引き続き衛星電話や他の通信機器の普及を働きかけるとともに、災害時に速やかに航路や道路等の啓開・復旧活動を行うため、「四日市港BCP協議会」の構成団体が保有する資機材リスト等を継続的に更新し、最新の情報を共有します。
- 「三重県新エネルギービジョン」の取組方向に基づき、引き続き家庭や事業所における新エネルギーの導入や省エネの推進を図るため、各種イベント等を通じ、わかりやすく、参加したくなる普及啓発活動に取り組むとともに、国の支援制度等の事業者への紹介等を通じて、新エネルギーによる自立・分散型エネルギーの導入を促進していきます。

事前に備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ	-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
推進方針	①上水道、工業用水道施設等の耐震化 ②広域的な応援体制の整備

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道用水供給事業については、浄水場の沈でん池等 44 施設について耐震詳細診断業務を実施し、伊勢市相合地内ほかにおいて管路の耐震化工事（延長 L=3.0 km）を実施しました。工業用水道事業については、北勢水道事務所管内において山村浄水場の耐震化工事を進めるとともに、老朽管の布設替などによる管路の耐震化工事（延長 L=0.2km）を行いました。</li> <li>●三重県水道広域応援協定に基づき、各市町の資機材保有状況を更新するとともに、震災・災害・事故を想定した年間訓練計画に従い、受水市町等との研修・訓練を 5 回実施しました。各市町の管理する給水拠点（浄水場、配水池）の緒元を整理した「災害時における確保水量集計」を更新し、関係市町と情報共有を行いました。また、日本水道協会三重県支部長（津市）との情報伝達訓練を 1 回実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東日本大震災の教訓を踏まえ、将来発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震に備えるため、計画的に施設改良を推進する必要があります。</li> <li>●大規模災害時において被害が広範囲に及ぶ場合は、県内全市町、東海四県、近隣府県営水道用水供給事業者等が連携して応急措置等を円滑に実施していく必要があります。地震や津波の発生による応急復旧の体制整備はもとより避難場所への給水を行うために、各市町の給水拠点や確保できる水量の把握が求められていることから、それらの情報を随時更新し、関係者と情報を共有する必要があります。また、災害発生後における体制整備を確保するため、引き続き情報伝達訓練を実施していく必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度を取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「企業庁経営計画（平成 29 年度～平成 38 年度）」に基づき、浄水場施設については、耐震詳細診断の結果、対応が必要となった耐震化工事を進めるとともに、水道用水供給事業は液状化が想定される地域での管路の耐震化、工業用水道事業は老朽管の更新にあわせた管路の耐震化の工事等について計画的に実施します。</li> <li>●災害の早期復旧が可能となるよう、市町やユーザー、民間事業者などと連携した訓練を実施するとともに、相互応援協定を締結する中部圏、近畿圏の府県市とも平時から応援体制や備蓄資機材等の情報共有を行うことで、応援体制を強化していきます。各市町が管理する給水拠点（浄水場、配水池）の位置や有効水量などの緒元を整理した「災害時における確保水量集計」を更新すると</li> </ul>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



ともに、施設立入検査時において、浄水場、配水池の応急給水付属施設や進入道路等に注目し、実際の現地を確認のうえ、情報の整理を行います。また、県内市町と防災行政無線等を使用した情報伝達訓練を実施します。

事前に備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ	- 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
推進方針	①下水道施設の耐震化 ②下水道BCPの策定促進 ③農業集落排水施設の老朽化対策、耐震化の推進 ④合併浄化槽への転換促進

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マンホール本体の耐震補強の必要性を北部処理区で 20 箇所、南部処理区で 5 箇所、松阪処理区で 15 箇所、合計 40 箇所で開催しました。</li> <li>●平成 27 年度末に県内全ての流域下水道終末処理場の業務継続計画（BCP）の策定が終了したことから、当該BCPの内容見直しやBCP連絡調整会議を開催し、関連機関へ当該BCPの内容説明を行いました。</li> <li>●避難所など地域防災対策上必要な施設からの排水を受ける農業集落排水施設 2 地区の整備を進めました。</li> <li>●単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、国の交付金による補助に加え、県費による上乗せ補助を実施した結果、290 基（県費補助分）の転換が行われました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マンホール本体の耐震補強の必要性について検討した結果、北部処理区で 11 箇所、松阪処理区で 6 箇所、合計 17 箇所マンホール本体の耐震補強が必要と判断されたため、その対策を行う必要があります。また、北部処理区で 2 箇所、南部処理区で 2 箇所、合計 4 箇所マンホール浮上防止対策が必要なことが判明したため、その対策を行う必要があります。</li> <li>●業務継続計画（BCP）は策定後も継続的に改善していくことが重要であることから、定期的な見直し等による、さらなる精度向上を図っていく必要があります。</li> <li>●農業集落排水施設の早期施設整備を進めるため、実施主体である関係市町と連携を図りながら、計画的に事業進捗を図る必要があります。</li> <li>●単独処理浄化槽の使用により既に水洗化という利便性が確保されている中、合併処理浄化槽への転換について、転換の必要性の啓発などを通じ、住民に働きかけを行う必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度を取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対策を要するマンホールの耐震補強及び浮上防止対策について、実施方針の検討を行います。</li> <li>●策定した業務継続計画（BCP）のさらなる精度向上を図るため、引き続き関係機関において意見交換や訓練等を実施し、実効性の向上に向けた計画の修正等を継続して行っていきます。</li> <li>●農業集落排水施設の耐震化について、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町との</li> </ul>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

連携を図りながら、農業集落排水施設の整備を進めていきます。

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、住民への普及啓発を進めるとともに、引き続き県費による上乗せ補助を行い、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

事前に備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ	－4 地域交通ネットワークが分断する事態
推進方針	①輸送機関の確保 ②必要なインフラの整備・保全 ③落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策 ④道路啓開態勢の整備

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、県道水郷公園線の福吉橋等、19 橋の耐震化を図りました。道路の維持修繕については、法定点検の結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された 70 施設（橋梁 48 施設、トンネル 12 施設、横断歩道橋 10 施設）について修繕を行いました。河川整備については、16 河川において約 1.5km の整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、平成 29 年度末の保全人家戸数は 18,494 戸（保全率 26.7%）になりました。ダムの整備については、鳥羽河内ダムの用地取得を行い、工事に着手するとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。海岸堤防の高潮対策については、長島地区海岸ほか 17 地区海岸において約 1.5km の整備を実施するとともに、耐震対策について約 0.5km 実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港（大口地区）の岸壁更新に必要な仮配管（L=150m）、宇治山田港（今一色地区）の護岸更新（L=166m）、長島港（江ノ浦大橋）の耐震対策（橋脚補強 1 基）を実施しました。</li> <li>●豪雨等により落石等の危険がある箇所の点検や対策を実施するとともに、アンダーパス部の道路冠水を未然に防止するため、設置したポンプが降雨時に確実に稼働するよう点検を実施し、不具合等が確認された場合は速やかに修繕を実施しました。</li> <li>●道路啓開の態勢整備を図り、9 月に国・県・建設企業と連携した道路啓開情報伝達訓練を実施しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した代替機能等の確保について、現状の対策の適否について、検証を継続する必要があります。</li> <li>●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電線類の地中化については、主に歩道の整備と併せて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持修繕については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。</li> <li>●豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある箇所の点検や対策を推進するとともに、降雨時に確実にポンプが稼働するよう点検を実施し、不具合等が確認された場合は速やかに修繕を実施する必要があります。</li> <li>●発災時に迅速な道路啓開を展開するため、国・県・建設企業が連携した情報伝達訓練を今後も継続して実施する必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した輸送機関の確保対策について、対策変更の必要性が生じた場合は、地域防災計画の修正を含め、適切に対応します。
- 緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保したうえで国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら、橋梁等の耐震対策を推進していきます。道路の維持修繕については、改正道路法に基づく確実な点検の実施と、点検結果により区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された施設について、点検完了後、概ね5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害保全人家戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など18河川で整備を進めます。ダムの整備については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図ります。管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに、施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、城南第一地区海岸ほか13地区海岸において引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、津松阪港（大口地区）ほか2港湾において引き続き計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。
- 落石等の危険がある箇所の点検や対策を推進するとともに、アンダーパス部の道路冠水を未然に防止するため、ポンプの点検を実施し、不具合等が確認された場合は速やかに修繕を実施します。
- 道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた情報伝達訓練を継続して実施します。

事前に備えるべき目標	<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b>
リスクシナリオ	－ 1 市街地での大規模火災の発生
推進方針	①救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実向上 ②交通渋滞の回避

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●救急救命士の新規養成と資質向上を図るため、消防学校において救急救命士の新規養成支援や救急救命士が行うことができる特定行為等に対応した講習を実施するとともに、救急業務の教育体制の充実を図るため、指導救命士養成のための講習を実施しました。また、災害時における初動警察活動を的確に実施するため、大規模災害を想定した非常参集訓練等の各種訓練を実施しました。また、負傷者の容体観察、緊急処置、搬送方法等の救助活動能力の充実を図るため、職員に「JPTECプロバイダー」資格を取得させ、技術向上に努めました。</li> <li>●信号機が停止した場合を想定し、警察官による交通整理訓練や可搬型発動発電機を使用した訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「三重県救急搬送・医療連携協議会」によるメディカルコントロール体制のもと、引き続き救急救命士の養成や資質向上に取り組む必要があります。また、昼夜を問わず発生する大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、初動警察体制の強化に取り組む必要があります。</li> <li>●三重県内の約 3,000 箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信号機は 129 箇所の主要交差点しか整備されていないことから、引き続き電源付加装置を有する信号機の整備を推進していく必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度 of 取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●救急救命活動の向上を図るため、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣への支援を行うとともに、救急救命士が実施可能な処置範囲の拡大に対応した講習を実施するほか、消防学校と連携して、県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう、指導救命士の養成講習を実施します。また、非常招集訓練等の各種訓練を継続して実施するとともに、負傷者の容体観察、緊急処置、搬送方法等の技術を習得するため「JPTECプロバイダー」資格の取得に努めます。</li> <li>●停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、信号機へ可搬型発動発電機を接続した復旧訓練を実施します。</li> </ul>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事前に備えるべき目標	<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b>
リスクシナリオ	－2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
推進方針	①コンビナート災害の発生・拡大防止 ②危険物質取扱施設の災害対策 ③堤防、護岸の整備 ④石油タンクの漂流防止対策 ⑤漂流物防止対策 ⑥コンビナート周辺対策

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンビナート防災対策について、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進するとともに、保安に係る人材育成を支援する「産業安全塾」などの研修を実施しました。</li> <li>●高圧ガス製造施設等への保安検査、立入検査等により、高圧ガス事業所等の施設の状況を確認し、保安管理等について指導を行いました。また、危険物取扱者を対象に保安講習において危険物の適正な取り扱い等を指導しました。</li> <li>●大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、農地海岸 2 地区（ゲート改修等）、漁港海岸 3 地区（L=48m）において堤防の改修等を進めました。また、津波浸水予測区域内の河川堤防においては、対策が必要とされた脆弱箇所 183 箇所のうち、4 箇所の対策を実施し 183 箇所全ての対策が完了しました。また、鍋田川の堤防耐震対策に着手しました。さらに、海岸堤防の高潮対策については、建設・港湾海岸 18 地区（約 1.5km）の整備及び耐震対策（約 0.5km）を実施しました。</li> <li>●石油コンビナート防災アセスメントで想定された災害に対応した「三重県石油コンビナート等防災計画」について、コンビナート事業者に対して周知を行いました。</li> <li>●漁船の係留に係る減災対策について、安全操業講習会の場で、漁業者に対し、係留ロープの強化と係留方法の見直しに関するパンフレットを配付し、啓発を行いました。また、養殖筏の減災対策の重要性について漁業協同組合に啓発を行いました。</li> <li>●9月及び2月に実施した図上訓練において、「三重県石油コンビナート等防災計画」の内容を検証しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンビナート防災対策について、人材育成の支援を通してコンビナート事業者の防災対策を促進する必要があります。</li> <li>●高圧ガス製造施設等事業所への保安検査及び立入検査において、適正な保安管理等の徹底を指導する必要があります。</li> <li>●堤防、護岸の整備・耐震化等については、整備必要延長が長く、膨大な時間と費用を要するため、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。</li> <li>●石油タンクの漂流防止対策など「三重県石油コンビナート等防災計画」の災害予防計画について、関係機関と連携して、コンビナート事業者へ周知し、対応を促していく必要があります。</li> <li>●漁船の係留に係る減災対策について、引き続き漁業者や漁港管理者に対して啓発する必要があります。</li> </ul>

ます。また、養殖施設の減災対策についても、引き続き漁業関係者に対して啓発する必要があります。

- コンビナート周辺地域を含めた防災対策の向上について、関係機関との連携をより密にする必要があります。

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- コンビナート防災対策について、引き続き「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進します。
- 高圧ガス製造施設等事業所への保安検査及び立入検査を通して、適正な保安管理等の徹底を指導します。
- 海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。また、堤防耐震対策については、鍋田川の対策を継続します。
- 農地海岸 3 地区、漁港海岸 3 地区において、堤防の改修等の整備を進めます。
- 石油コンビナートの防災対策について、関係機関と連携し、コンビナート事業者への指導を行います。
- 津波漂流物による二次的な被害の軽減について、漁船の係留に係る減災対策パンフレットの配付を通じて、漁業者への啓発を行います。また、養殖施設の減災対策についてもパンフレットの配付を通じて、漁業関係者への啓発を行います。
- コンビナート周辺地域を含めた防災対策について、関係機関との連携を強化します。



事前に備えるべき目標	<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b>
リスクシナリオ	－3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
推進方針	①沿道の建物倒壊対策 ②住宅・建築物等の耐震化 ③災害情報の収集 ④交通渋滞の回避

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沿道の建築物倒壊対策については、「三重県建築物耐震改修促進計画」において、第一次緊急輸送道路を耐震診断義務化対象路線に位置づけ、沿道の建築物のうち道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震診断を義務化するとともに、診断に要する費用を補助する制度を設け、14 棟の耐震診断が完了しました。また、補強設計及び耐震改修に補助する市町に対する支援制度を創設し、補強設計 1 棟が完了しました。</li> <li>●木造住宅の耐震化については、無料耐震診断や耐震設計・補強工事への補助を行うとともに、住宅戸別訪問（約 1.5 万戸）や耐震相談会（14 回）を行うなど普及啓発に取り組みました。また、1 月に耐震診断結果を公表した不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化については、所有者等の意向や状況に応じて耐震化を促進しました。</li> <li>●大規模災害を想定した「三重県・伊賀市・尾鷲市・紀北町総合防災訓練」において、ヘリコプターテレビシステムを活用した訓練を実施しました。</li> <li>●信号機が停止した場合を想定し、警察官による交通整理訓練や可搬型発動発電機を使用した訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震診断を義務付けている避難路沿道建築物の所有者に対し、報告期限である 2020 年度末までの確実な耐震診断の実施について、働きかけを行う必要があります。</li> <li>●木造住宅の耐震化を促進するためには、戸別訪問の効果を高める取組や診断を終えた方に対して、改修工事を促す直接的な取組を行う必要があります。また、国が創設した新たな耐震改修補助制度を平成 30 年度から活用する前提となる「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の作成を市町に働きかける必要があります。耐震診断の結果を公表した大規模建築物等について、市町と連携して、耐震改修を行うよう働きかけを行っていく必要があります。</li> <li>●災害発生時における画像情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、引き続きヘリコプターテレビシステムを活用した訓練を実施するとともに、有事の際に備えて、同システムの適切な維持・管理により機能の確保を図っていく必要があります。</li> <li>●三重県内の約 3,000 箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信号機は 129 箇所の主要交差点しか整備されていないことから、引き続き電源付加装置を有する信号機の整備を推進していく必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 耐震診断を義務付けている避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の重要性の啓発及び補助制度の普及を行い、意向の把握に努めながら早期の耐震化の実施に向けて働きかけを行います。また、避難路沿道建築物の建て替え・除却について、平成 30 年度から県において補助制度を拡充したことから、全ての市町において支援ができるよう、市町に対し補助制度の創設を働きかけていきます。
- 木造住宅の耐震化を促進するため、市町や関係団体と連携し、これまで以上に効果的な戸別訪問に取り組むとともに、耐震診断を終えた方が補助制度を活用し改修工事等の対策を講じることができるよう、普及啓発を行います。また、国が創設した新たな耐震改修補助制度を平成 30 年度から活用できるよう市町を支援していきます。耐震診断結果を公表した大規模建築物等については、引き続き市町と連携し、建築物の所有者に対して補助制度を紹介しながら、耐震改修等の早期着手について働きかけを行います。
- 平成 29 年 9 月に供用を開始した新たな防災ヘリコプターには、機外カメラにより撮影した動画等を即座に地上へ電送する「ヘリコプターテレビ電送装置」や、全国の消防防災ヘリコプターの活動位置をリアルタイムに把握し、応援ヘリコプター等に対して災害の発生エリアや詳細情報を共有できる「動態管理システム」、林野火災や遭難者の捜索等に活用する「赤外線カメラ」等を装着しており、これらの機器を活用して、迅速な被害情報の確認・収集や広域防災対策活動、山岳・水難捜索事案等に対応することができるよう取り組みます。
- 停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、信号機へ可搬型発動発電機を接続した復旧訓練を実施します。

事前に備えるべき目標	<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b>
リスクシナリオ	－ 4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
推進方針	①ため池の耐震化等 ②ハードとソフトを組み合わせた対策

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

<b>取組結果（成果）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●老朽化が著しい農業用ため池の耐震化について、5 箇所では新規着手し、計 7 箇所の耐震対策を実施しました。</li> <li>●農業用ため池ハザードマップの作成について、26 市町に働きかけを行った結果、ハザードマップに関する意識の向上が図られ、農業用ため池 334 箇所において作成されました（累計 762 箇所）。</li> </ul>
<b>今後の課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業用ため池の耐震調査の推進とあわせ、市町等と協議のうえ、計画的に耐震化を進めていく必要があります。</li> <li>●農業用ため池が決壊した場合、人命等に被害が及ぶことから、早急にハザードマップを作成する必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度を取組方向

<b>取組方向</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業用ため池の耐震化については、継続箇所の早期完了に取り組みます。</li> <li>●耐震調査やハザードマップの作成を進め、ハード対策及びソフト対策の両面から計画的に取組を推進していきます。</li> </ul>

事前に備えるべき目標	<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b>
リスクシナリオ	－5 有害物質の大規模拡散・流出
推進方針	①有害物質の流出対策等 ②高圧ガス施設の地震対策

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

<b>取組結果（成果）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毒物及び劇物取締法に基づき登録、届出等を行っている毒物劇物取扱施設及び取扱者に対し、立入検査を実施しました（359 件）。また、毒物劇物取扱施設及び取扱者を対象とした毒物劇物安全対策講習会を開催しました。</li> <li>● コンビナート防災対策について、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進するとともに、保安に係る人材育成を支援する「産業安全塾」などの研修を実施しました。また、高圧ガス製造施設等への保安検査、立入検査等により、高圧ガス事業所等の施設の状況を確認し、保安管理等について指導を行ったほか、危険物取扱者を対象に保安講習において危険物の適正な取り扱い等を指導しました。</li> </ul>
<b>今後の課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も毒物劇物を原因とする事故等が発生しないために、毒物及び劇物取締法を遵守するよう、毒物劇物を大量に保有する施設及び取扱者に対し、指導等を行う必要があります。</li> <li>● コンビナート防災対策について、人材育成の支援を通してコンビナート事業者の防災対策を促進する必要があります。また、高圧ガス製造施設等事業所への保安検査及び立入検査において、適正な保安管理等の徹底を指導する必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度 of 取組方向

<b>取組方向</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毒物劇物取扱施設及び取扱者に対し、引き続き立入検査を実施するとともに、これらを対象とした毒物劇物安全対策講習会を開催することで、流出等の事故発生 of 未然防止に努めていきます。</li> <li>● コンビナート防災対策について、引き続き「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進します。また、高圧ガス製造施設等事業所への保安検査及び立入検査を通して、適正な保安管理等 of 徹底を指導します。</li> </ul>

事前に備えるべき目標	<b>7 制御不能な二次災害を発生させない</b>
リスクシナリオ	－6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
推進方針	①農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理 ②適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策 ③自然と共生した多様な森林づくり

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

<b>取組結果（成果）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地、農業用水路及び農道等の地域資源の維持保全活動の拡大に向けた普及啓発を実施した結果、県内農業集落のうち、地域活動に取り組む農業集落の割合が 51.2%まで拡大しました。</li> <li>●市町や森林組合等の林業事業者による間伐などの森林整備を支援するとともに、老朽化等により機能が低下した林道橋の補修（8 橋）を支援しました。また、山地災害危険地対策や機能の低下した保安林の整備等、総合的な治山対策を実施するとともに、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりに取り組みました。</li> <li>●市町や森林組合等の林業事業者による鳥獣害対策を支援したほか、森林環境創造事業等による多様な森林づくりに取り組みました。</li> </ul>
<b>今後の課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農村では、高齢化や過疎化による農業の担い手不足などにより、農地、農業用水路及び農道等の生産基盤の維持保全が困難になりつつあることから、学校や自治会、NPO など様々な主体の参加を促し、維持保全活動を持続的に発展させていく仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。</li> <li>●林道橋の機能発揮に必要な補修や更新等に早期に取り組む必要があります。また、平成 29 年の台風等で発生した山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策等を推進する必要があります。</li> <li>●森林の整備及び保全について、森林所有者の理解と協力を得て、公益的機能の発揮に向けた森林の整備を引き続き進める必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度の取組方向

<b>取組方向</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地・農業用施設等の適切な維持保全について、将来の地域の担い手となる子供たちの農村における地域活動への参画の促進や、取組集落の継続した活動に向けて、引き続き研修会や情報交換会の開催などを市町と連携して支援していきます。</li> <li>●「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木となるおそれのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出等を行うなど災害に強い森林づくりを進めます。また、平成 29 年の台風等による山地災害箇所の復旧や保安林内の森林整備等を進めるとともに、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所における治山事業を実施し、災害の未然防止を図ります。</li> <li>●森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、間伐等の森林整備を促進するとともに、老朽化等により機能が低下した林道橋の補修等を促進します。</li> </ul>

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	ー7 風評被害等による県内経済等への甚大な影響
推進方針	①災害発生時の被災地外に向けた情報発信 ②失業対策等

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時の初動対応については、「大規模震災時初動要領」に記載されている情報発信要領を的確に実行できるよう、全庁防災訓練（図上訓練）の際にシミュレーションを行いました。</li> <li>●震災後の失業対策について、被災者の離職時の生活や再就職等に係る国の支援制度等について情報収集を行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全庁防災訓練（図上訓練）でのシミュレーションを実際の災害広報に確実に生かす必要があります。</li> <li>●国の震災等緊急雇用対応事業等の対応状況について調査を行うなど、引き続き効果的な制度の活用方法等について情報収集を行う必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度の取組方向

取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全庁防災訓練（図上訓練）でのシミュレーションを継続するとともに、課題の検証と「大規模震災時初動要領」の見直しを繰り返し行うことで、災害時における情報発信の実効性を高めていきます。</li> <li>●被災地における取組等について、引き続き情報収集を進めます。また、被災者の再就職等に係る国の支援制度や関係機関の役割分担等について整理・確認を行います。</li> </ul>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事前に備えるべき目標	<b>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b>
リスクシナリオ	－ 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	①災害廃棄物処理計画の策定 ②ごみ焼却施設の老朽化対策や災害対応能力の強化の促進 ③災害廃棄物輸送

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

<b>取組結果（成果）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●各市町が「三重県災害廃棄物処理計画」及び地域防災計画と整合が図られた災害廃棄物処理計画を策定できるよう、未策定の市町へ個別に助言を行い、策定に向けた技術的支援を行った結果、環境省から平成 26 年 3 月に示された「災害廃棄物対策指針」に基づき、新たに 9 市町が計画を策定し、これにより全市町が同指針に基づいた災害廃棄物処理計画を策定しました。また、「三重県災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、県及び市町職員を対象に「災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成講座」を開催するとともに、市町や民間事業者団体を対象にセミナーや図上演習を開催しました。</li> <li>●市町等が設置するごみ処理施設の新設や更新について、国の循環型社会形成推進交付金による補助など必要な技術的支援を行いました。</li> <li>●中部地方環境事務所が設置した「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」の構成員として参画し、当該ブロックにおいて県域を越えた連携が必要となった際に、円滑・迅速な災害廃棄物対策が実現できるよう、図上演習に参加しました。</li> </ul>
<b>今後の課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害廃棄物処理体制の強化に向けて、引き続き効率的に人材育成や関係者の連携強化等を図っていく取組が必要です。また、市町が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、処理計画の見直しの技術的な支援をしていく必要があります。</li> <li>●市町等のごみ焼却施設が大規模災害時でも稼働できるよう、施設の整備や電力供給体制など、市町等における災害対応力強化を促進し、施設等の業務継続計画（BCP）策定に向けた技術的な支援をしていく必要があります。</li> <li>●大規模災害が発生した場合、災害廃棄物の発生量が膨大となることが想定され、県内のみで処理することが難しくなることから、被災地域から他地域へ災害廃棄物を大量に輸送するため、広域ブロックでの連携・協力体制を活用し、その輸送ルートと確保方策等を検討しておく必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度を取組方向

<b>取組方向</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害廃棄物処理体制の強化に向けて、県・市町等を対象に災害廃棄物処理に精通した人材を育成するための講座やセミナー、図上演習等を開催するほか、国の「災害廃棄物対策指針」の改定を踏まえ、「三重県災害廃棄物処理計画」の改定検討を行い、県・市町等の災害対応力を高めます。</li> </ul>

また、民間団体や県・市町による災害時の廃棄物処理が円滑に進められるよう、災害廃棄物処理に関する連絡会を開催し、相互協力体制の維持・強化を図ります。

- 市町等が設置するごみ焼却施設の新設や更新について、市町等に対して国の交付金や施設整備指針などに関する情報提供や意見交換を行うとともに、施設の新設等について助言するなど、必要な技術的支援を行います。
- 中部地方環境事務所が設置した「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」に構成員として参画し、ブロック内の広域処理体制構築に向けて、国と県の役割や災害廃棄物輸送の実施等に関する意見交換や協議を進めていきます。



事前に備えるべき目標	<b>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b>
リスクシナリオ	ー2 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	①建設業界との応急復旧態勢の強化 ②建設業における防災・減災の担い手確保・育成 ③被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保 ④被災宅地危険度判定士の養成 ⑤緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路啓開の態勢整備を図り、9月に国・県・建設企業と連携した情報伝達訓練を実施しました。</li> <li>●「建設業参入支援事業」において、求職者を期間雇用し、その間に集合研修と雇用型訓練を実施した結果、21人が建設企業へ正規雇用されました。また、建設業の理解を促進し、建設業への入職を促すため、インターンシップや現場見学会の支援を行いました。さらに、建設業への定着を促進するため、「建設業人材定着事業」を実施し、延べ749人の建設業従事者に対して研修受講の支援を行いました。</li> <li>●被災建築物応急危険度判定を取りまとめる役割を担う被災建築物応急危険度判定コーディネーターが異動や退職により減少することになった市町に対して、「三重県被災建築物応急危険度判定要綱」で定める各研修会のいずれかに参加して人数を補うよう働きかけた結果、全ての市町において必要人数を確保しました。さらに、志摩市において被災建築物応急危険度判定コーディネーター実地演習を行いました。</li> <li>●「被災宅地危険度判定士養成講習会」を1月に開催し、新たに149名を被災宅地危険度判定士として認定しました（29市町・累計776名）。</li> <li>●国土交通省中部地方整備局、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市及び一般社団法人日本建設業連合会中部支部で締結した「災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定書」に基づき、相互の連絡系統を更新しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発災時に迅速な道路啓開を展開するため、国・県・建設企業が連携した情報伝達訓練を今後も継続して取り組む必要があります。また、建設事務所及び流域下水道事務所と三重県建設業協会支部においては、「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づく訓練や研修を実施し、相互の連絡系統を継続して共有しておく必要があります。</li> <li>●建設業に入職する若年者の減少や技能労働者の高齢化が進んでいることから、世代を越えた技術力の継承や建設産業を支える技術力の維持に向けた対策が必要です。また、建設業従事者の離職率が高いことから、技術の習得による建設業への定着を促す必要があります。</li> <li>●各市町において、被災建築物応急危険度判定コーディネーターの人数を確保・維持していくとともに、災害時に判定コーディネートを主体的に実施するという意識を向上する必要があります。</li> <li>●被災宅地危険度判定士の登録が少ない市町に対しては、災害時対応上の問題から、人数の確保について働きかけを行う必要があります。</li> </ul>

- 「災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定書」に基づき、相互の連絡系統を継続して共有していく必要があります。

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた情報伝達訓練を継続して実施します。また、応急復旧に向けた態勢を確保するため、建設事務所及び流域下水道事務所と三重県建設業協会支部において、「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づく訓練や研修を実施します。
- 「建設業理解促進事業」において、建設業における若年者の入職促進、人材育成を支援するため、普通科高校生等に対して出前授業や現場見学会、インターンシップを実施します。また、「建設業人材定着事業」において、建設業従事者が計画的に必要な研修を受講し、技術・知識を取得できるよう支援します。
- 被災建築物応急危険度判定の迅速な実施に向けて、被災建築物応急危険度判定士を確保するとともに、被災建築物応急危険度判定コーディネーターを確保するため、全国及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会が主催する講演会等への参加を各市町に対して促すとともに、判定コーディネーターに関する意識が向上するよう、引き続き働きかけを行います。
- 「被災宅地危険度判定士養成講習会」を開催し、判定士の確保に努めます。また、判定士の登録が少ない市町に対して、講習会への参加を呼び掛けていきます。
- 災害復旧を迅速に行える応急態勢を充実させるため、「災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定書」に基づき、相互の連絡系統を更新します。

事前に備えるべき目標	<b>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b>
リスクシナリオ	－3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	①コミュニティ力を強化するための支援 ②行政機関の機能低下の回避 ③警察災害派遣隊の拡充 ④警察施設の耐震化等 ⑤地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域減災力強化推進補助金により、市町が取り組む洪水・土砂災害、津波ハザードマップの作成を支援するとともに、「My まっぷラン」を活用した地域における津波避難計画の作成や、避難所単位での「避難所運営マニュアル」の作成をはじめ、市町や地域が実施する防災訓練、地域でのタウンウォッチングに対する実地支援を行いました。災害発生時に外国人住民への支援活動を行う「災害時外国人サポーター」を養成する研修や、外国人住民を主な対象とした防災セミナーを開催したほか、大規模災害時における多言語情報提供に特化した図上訓練を行いました。また、各市町等教育委員会を訪問し、県・市町の防災担当者を交えた学校防災の取組状況や課題等についての意見交換や、家庭や地域と連携して防災教育に取り組む学校を支援するために防災技術指導員等の派遣を行うなどした結果、3月末で92.1%の公立小中学校及び県立学校において学校と地域が連携した取組が実施されました。</li> <li>●行政機関の機能低下を回避するため、「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、災害発生時の優先業務を継続的に見直すため、各部局において検証を行いました。また、市町の業務継続計画（市町BCP）の策定促進のため、研修開催や事例提供などの支援を行いました。「三重県警察業務継続計画（三重県警察BCP）」について、被災による業務機能低下を回避するため、6月に計画の見直しを行いました。</li> <li>●福井県内で実施された「中部管区警察局内6県警察合同訓練」において部隊輸送訓練、救出救助訓練等を実施し、警察災害派遣隊の広域運用を見据えた災害対処能力の向上を図りました。</li> <li>●警察本部庁舎や県内の警察署は、これまでに建て替え整備や耐震補強工事を実施し、耐震基準を満たす構造となっています。また、津波浸水被害が予測される四日市北警察署の建て替え整備計画を推進しました。</li> <li>●「三重県東日本大震災支援本部員会議」を2回開催し、被災地派遣職員との意見交換会や「東日本大震災被災地派遣職員活動記録集 2017」の作成、東日本大震災七周年追悼式などを行いました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における防災力向上の取組が展開されるよう、地域の主体的な活動に対し支援していく必要があります。外国人住民が、災害時要援護者の立場から地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境づくりを推進するとともに、大規模災害時には、NPO等の中間支援団体をはじめとする様々な主体と連携して「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営し、より円滑に外国人住民を支援する必要があります。また、地域と連携した防災の取組を実施する学校を</li> </ul>

さらに増やすため、引き続き学校の要請に応じて支援を行い、学校と家庭、地域が連携した防災の取組を進めていく必要があります。

- 「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、組織の改編や業務内容の変更を踏まえ、継続的な更新を進める必要があります。また、計画未策定の6市町に対して、研修の開催等により市町の業務継続計画（市町BCP）の策定を促進する必要があります。大規模災害発生時においても、治安及び県民生活に重大な影響を及ぼさないよう、「三重県警察業務継続計画（三重県警察BCP）」を継続的に見直していく必要があります。
- 大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、引き続き実戦的な災害警備訓練により警察災害派遣隊の災害対処能力の向上や、相互の連携強化を図る必要があります。
- 警察署や交番・駐在所は、災害警備活動や治安維持活動の拠点となるなど、あらゆる警察事象に対応する必要があることから、津波浸水被害や地震による倒壊が予測される警察署や交番・駐在所はもとより、老朽化、狭隘化、事件・事故の発生状況等の地域情勢を十分考慮し、総合的に判断したうえで整備する必要があります。
- 東日本大震災の発災から7年が経過しましたが、復興はまだ道半ばであり、復旧・復興の進捗も地域によって異なることから、引き続き派遣職員等による報告を定期的に行い、復旧・復興状況をしっかりと把握し、情報の共有・発信を行うことにより、震災の記憶の風化防止に努め、派遣職員等が得られた教訓や知見を本県施策に反映していく必要があります。

## 2 平成30年度の取組方向

### 取組方向

- 県内各地域において防災・減災に向けた活動が広く展開されるよう、引き続き市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、「みえ防災・減災センター」において、防災人材活用の枠組みとして設けた「みえ防災人材バンク」登録者を地域の取組に積極的に活用しながら支援していきます。大規模災害発生時に外国人住民を支援するため、各市町の避難所や「みえ災害時多言語支援センター」などで活動できる人材を育成する「災害時外国人住民支援ボランティア養成研修」を実施するとともに、引き続き大規模災害発生時を想定した多言語情報提供図上訓練を実施します。また、市町等教育委員会や県・市町防災担当部局等と連携して、学校と地域住民等を結び付けるなど、引き続き学校と家庭、地域が連携した防災の取組を進めます。学校が実施する体験型防災学習や保護者、地域住民等との合同避難訓練等の取組について、職員等の派遣や「みえ防災・減災センター」の人材バンクの活用等により、引き続き支援します。
- 「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、引き続き各部局における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。また、未策定の市町に対して業務継続計画（市町BCP）の策定を支援します。災害情勢や各種訓練における検証結果等を踏まえ、「三重県警察業務継続計画（三重県警察BCP）」の見直しに向けた取組を推進します。
- 中部管区警察局内6県警察合同による中部管区広域緊急援助隊合同訓練を通して、災害発生時における警察災害派遣隊の災害対処能力の向上や、相互の連携強化に取り組みます。
- 四日市北警察署の建て替え整備を推進するほか、津波浸水被害が予測される警察署や交番・駐在所の災害警備活動拠点としての機能強化に向けて、関係機関と連携した取組を推進します。
- 「三重県東日本大震災支援本部員会議」を定期的に行い、派遣職員等による報告を継続するこ

とで、被災地の復旧・復興状況へのさらなる理解を深めるとともに、震災の記憶の風化防止に努め、派遣職員が被災地での業務を通して得られた教訓や知見を本県施策に生かしていけるよう取り組みます。

事前に備えるべき目標	<b>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b>
リスクシナリオ	－4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	①想定規模を超える事態と対策 ②ハードとソフトを組み合わせた対策 ③地籍調査の推進

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

取組結果（成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「三重県新地震・津波対策行動計画」及び「三重県新風水害対策行動計画」について、両計画に掲げた行動計画の目標達成に向け、必要な改善を図りながら取組を進めるとともに、両計画の計画期間が平成 29 年度で終了したことから、これまでの取組の検証結果や熊本地震の課題等を踏まえ、「防災・減災対策検討会議」での検討を重ね、両計画を一本化した新たな行動計画「三重県防災・減災対策行動計画」を策定しました。「訓練でできないことは、本番では絶対にできない」の理念のもと、実働訓練は「市町自らの災害対応力向上」、「内陸部と沿岸部の連携」、「三重県における受援体制の構築」をテーマに「三重県・伊賀市・尾鷲市・紀北町総合防災訓練」を実施しました。また、気象情報・災害情報等を収集し、地図を活用したホームページでの情報提供やメール配信及び SNS（ツイッター）により気象情報の提供を行うとともに、的確な災害対応が行えるよう、新しい防災情報プラットフォームの運用を行いました。さらに、道路啓開の態勢整備を図り、9 月に国・県・建設企業と連携した情報伝達訓練を実施しました。</li> <li>● 市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として、市町担当者を対象に「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を年 3 回開催し、全市町において土砂災害に関する防災訓練が実施されるなど、防災意識の向上を図りました。また、水防活動の適正な運用を図るため、県管理の水位周知河川における避難勧告等の目安となる基準水位を見直し、「三重県水防計画」を修正しました。さらに、円滑な水防活動を支援するため、水防倉庫に備蓄する水防資材の補給を行いました。</li> <li>● 地籍調査を実施する 25 市町が、国の補助事業である地籍調査費負担金に加え、平成 28 年度に創設された社会資本整備円滑化地籍整備交付金を活用し、南海トラフ地震における津波浸水想定区域や、土砂災害危険区域などの大規模災害が想定される区域における地籍調査を実施しました。また、海岸線を有する 2 市町で国直轄事業の都市部官民境界基本調査が実施されました。加えて、地籍調査事業の実施主体である市町への事業費補助並びに三重県国土調査推進協議会等を通じた研修会等による啓発活動及び国への要望活動を実施しました。地籍調査を休止している市町に対しては、幹部職員等が直接、訪問して事業再開を促しました。</li> </ul>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「三重県防災・減災対策行動計画」の策定にあたっては、県内全市町へのヒアリングなどによりこれまでの取組の検証を行い、取り組むべき 7 つの重点項目等を定めたことから、今後は本計画に基づき着実に取組を進めていく必要があります。適切な災害情報の提供に向けて、引き続き県民にわかりやすい情報の提供を行うとともに、災害対応への活用を図っていく必要があります。また、発災時に迅速な道路啓開を展開するため、国・県・建設企業が連携した情報伝達訓練を今</li> </ul>

後も継続して実施する必要があります。

- 土砂災害に関する避難勧告等の発令についての基準を定めていない市町があることから、「土砂災害警戒避難ガイドライン」をもとに的確な判断ができる警戒避難体制づくりや避難勧告等の発令基準制定の取組を支援する必要があります。また、異常気象による水害から地域住民を守るため、適切な「三重県水防計画」の修正及び状況に応じた水防資材の補給を行う必要があります。
- 地籍調査においては、国の財政状況が厳しい中、市町の要望に対して補助金を満額確保することができなかったことや、国の直轄事業の採択要件が厳しくなっていることから、引き続き十分な予算の確保に向け、国に対して強く要望していく必要があります。また、土地取引の円滑化や土地の保全等の本来の目的に加え、公共事業の効率化及び災害復旧の迅速化等に繋がることから、これまで実施してきた地籍調査費負担金事業や国直轄事業に加え、公共事業関係部署や市町と連携し、社会資本整備円滑化地籍整備交付金を活用しながら、地籍調査事業を進めていく必要があります。さらに、地籍調査を休止している市町に対しても、事業再開していただくよう、粘り強く働きかけていく必要があります。

## 2 平成 30 年度の取組方向

### 取組方向

- 「三重県防災・減災対策行動計画」について、計画のスタート時から防災・減災対策を着実に推進するため、市町へのアンケート調査等に基づき、行動計画の市町に係る重点項目等の進捗状況の把握や支援を行う際の参考とするための「市町防災カルテ」をとりまとめるとともに、県・市町、県民など様々な主体による防災活動に取り組みます。災害対策能力の向上に向けて、南海トラフ地震や内陸直下型地震を想定した県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を実施します。また、適切な災害情報を提供するため、地図等を活用して災害情報や避難所開設情報等を県民にわかりやすく提供していくとともに、被害情報や対応経過を時系列の一覧表で管理し、市町等と情報共有を行い、迅速かつ的確な災害対策本部活動を行っていきます。さらに、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた情報伝達訓練を継続して実施します。
- 市町担当者を対象に、「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を年3回開催し、市町が行う警戒避難体制づくりや、土砂災害に関する避難勧告等の発令基準制定の取組を引き続き支援します。また、水害への備えのため、適切な「三重県水防計画」の修正及び水防倉庫に備蓄する水防資材の補給を行います。
- 地籍調査事業の促進に向け、厳しい財政状況下においても、市町の要望に応じた予算の確保や国の直轄事業の着実な実施がなされるよう、国に対して強く要望していきます。また、今後、地籍調査を進めていくうえで、市町の理解を一層高めていくことが重要であるため、県内市町で構成する「三重県国土調査推進協議会」等を通じて、引き続き普及啓発に取り組みます。さらに、事前防災・減災対策や公共事業の円滑な推進に資する社会資本整備円滑化地籍整備交付金のさらなる活用に向け、県や市町の公共事業関係部署と連携を強化するなど、効果的に地籍調査を進められるよう取り組んでいきます。地籍調査事業の休止市町に対しては、引き続き地籍調査の重要性や効果を説明し、事業の再開に向けた働きかけを行っていきます。

事前に備えるべき目標	<b>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</b>
リスクシナリオ	－ 5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	① 海拔ゼロメートル地帯に対する対策 ② 浸水対策、流域減災対策

## 1 平成 29 年度の主な取組結果（成果）と今後の課題

<b>取組結果（成果）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 桑員地域 2 市 2 町や「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」と連携して、「広域避難実施要領《風水害編》」に基づくオペレーションの検証を行う図上訓練を実施しました。また、「危機発生時の相互応援に関する協定に係る桑員地域広域避難実施要領《地震・津波編》」を作成しました。さらに、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により、県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する市町が取り組む津波避難施設の建設や避難ゴムボートの整備を支援しました。</li> <li>● 地震・津波、洪水・高潮等による浸水対策については、木曾三川下流部における直轄河川改修による河川堤防の耐震対策を促進しました。また、海岸堤防の高潮対策については、長島地区海岸ほか 17 地区海岸において約 1.5km の整備を実施するとともに、耐震対策について約 0.5km 実施しました。さらに、津波浸水予測区域内の河川堤防については、対策が必要とされた脆弱箇所 183 箇所のうち、4 箇所の対策を実施し、183 箇所全ての対策が完了しました。河口部の水門・排水機場等については、毛無川防潮樋門及び横川防潮水門の耐震対策が完了しました。</li> </ul>
<b>今後の課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県内における広域避難については、関係市町の避難計画と整合を図りながら、具体的に広域避難計画の検討を進める必要があります。また、県境を越える広域避難については、各県での広域避難に係る取組と整合を図りながら、具体的な検討を進める必要があります。</li> <li>● インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。</li> </ul>

## 2 平成 30 年度の取組方向

<b>取組方向</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、桑員地域 2 市 2 町と桑名地域防災総合事務所で構成する「桑員地域防災対策会議」において、広域避難時の物資調達や要配慮者の避難について検討を行うとともに、広域避難に係るオペレーションについて図上訓練による検証も行います。また、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により、該当市町が取り組む津波避難施設整備等の取組を支援します。</li> <li>● 大規模地震や津波に備え、被害軽減を図るため、海岸堤防の耐震対策を実施します。また、河川堤防について、木曾三川下流部における直轄河川改修による河川堤防の耐震対策を促進します。さらに、河口部の水門・排水機場等の耐震対策については、鵜方水門の対策を継続します。</li> </ul>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



**平成 30 年版三重県国土強靱化地域計画実績報告書**

平成 30（2018）年 6 月

三重県戦略企画部企画課

〒514-8570 津市広明町 13 番地

TEL : 059-224-2025

FAX : 059-224-2069

E-mail : kikakuk@pref.mie.jp

URL : <http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/p0003000005.htm>